

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 沖縄総合事務局長

【提出日】 2026年6月18日

【事業年度】 第69期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 オリオンビール株式会社

【英訳名】 ORION BREWERIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 執行役員社長CEO 村野 一

【本店の所在の場所】 沖縄県豊見城市字豊崎1番地411

【電話番号】 098-911-5229

【事務連絡者氏名】 執行役員副社長CFO 亀田 浩

【最寄りの連絡場所】 沖縄県豊見城市字豊崎1番地411

【電話番号】 098-911-5232

【事務連絡者氏名】 執行役員副社長CFO 亀田 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第67期	第68期	第69期
決算年月		2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(百万円)	26,009	28,866	29,713
経常利益	(百万円)	2,818	3,447	4,118
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,649	7,301	3,641
包括利益	(百万円)	4,649	7,301	3,641
純資産額	(百万円)	25,013	18,968	18,483
総資産額	(百万円)	55,132	50,875	44,089
1株当たり純資産額	(円)	458.32	464.61	437.34
1株当たり当期純利益	(円)	85.25	133.90	88.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	83.39
自己資本比率	(%)	45.4	37.3	41.9
自己資本利益率	(%)	19.8	33.2	19.5
株価収益率	(倍)	-	-	14.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,835	6,121	654
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,829	9,875	1,881
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,749	15,168	4,924
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	12,374	13,203	9,506
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	414 〔224〕	410 〔263〕	352 〔251〕

- (注) 1. 第67期及び第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年9月25日付で東京証券取引所プライム市場に上場しております。第69期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第69期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第67期及び第68期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第67期、第68期及び第69期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、平均臨時雇用者数(派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。)を〔 〕外数で記載しております。
6. 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (百万円)	16,568	21,793	24,960	27,863	29,240
経常利益 (百万円)	586	2,689	3,120	4,256	7,298
当期純利益 (百万円)	809	6,551	4,634	5,658	6,963
資本金 (百万円)	360	378	378	378	560
発行済株式総数 (株)	720,000	992,693	272,818	54,563,600	42,253,200
純資産額 (百万円)	57,792	15,669	18,738	11,050	13,887
総資産額 (百万円)	64,105	43,925	46,690	45,609	38,144
1株当たり純資産額 (円)	80,267.45	57,511.65	343.32	270.62	328.57
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	5,800.00 (-)	8,600.00 (-)	90.00 (-)	44.00 (20.00)
1株当たり当期純利益 (円)	1,124.20	11,461.62	84.96	103.78	169.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	159.46
自己資本比率 (%)	90.2	35.7	40.1	24.2	36.4
自己資本利益率 (%)	1.4	17.8	26.9	38.0	55.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	7.6
配当性向 (%)	-	50.6	50.6	86.7	26.0
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕 (名)	209 〔84〕	178 〔66〕	184 〔72〕	201 〔79〕	205 〔89〕
株主総利回り (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	1,950
最低株価 (円)	-	-	-	-	1,274

- (注) 1. 第65期、第66期、第67期及び第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年9月25日付で東京証券取引所プライム市場に上場しております。第69期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第69期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第65期、第66期、第67期及び第68期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 主要な経営指標等のうち、第65期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、第66期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
5. 第67期、第68期及び第69期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
6. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、平均臨時雇用者数(派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。)を〔 〕外数で記載しております。
7. 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は54,290,782株増加し、54,563,600株となりました。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 2025年9月25日付をもって東京証券取引所プライム市場に株式を上場いたしましたので、第65期から第69期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。

9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

なお、2025年9月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

(参考情報)

当社は2019年3月にオーシャン・ホールディングス株式会社の子会社になり、2022年12月に当社はオーシャン・ホールディングス株式会社、オーシャン・ウェーブズ・ホールディングス株式会社及び株式会社幸商事を吸収合併しました。参考として、2022年3月期に係るオーシャン・ホールディングス株式会社を頂点とした連結財務諸表の主要な経営指標等の推移、2023年3月期、2024年3月期、2025年3月期及び2026年3月期に係る当社を頂点とした連結財務諸表の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第5期	第66期	第67期	第68期	第69期
	オーシャン・ホールディングス株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	18,517	23,544	26,009	28,866	29,713
経常利益又は経常損失 () (百万円)	134	2,424	2,818	3,447	4,118
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	124	3,150	4,649	7,301	3,641
包括利益 (百万円)	103	3,118	4,649	7,301	3,641
純資産額 (百万円)	29,666	21,928	25,013	18,968	18,483
総資産額 (百万円)	63,525	53,330	55,132	50,875	44,089
1株当たり純資産額 (円)	60,547.94	80,399.68	458.32	464.61	437.34
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	254.47	5,512.30	85.25	133.90	88.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	83.39
自己資本比率 (%)	46.7	41.1	45.4	37.3	41.9
自己資本利益率 (%)	-	12.2	19.8	33.2	19.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	14.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,699	4,034	1,835	6,121	654
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,903	11,440	2,829	9,875	1,881
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,035	13,516	2,749	15,168	4,924

回次	第5期	第66期	第67期	第68期	第69期
	オーシャン・ホールディングス株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,501	10,459	12,374	13,203	9,506
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	390 〔 - 〕	339 〔 258 〕	414 〔 224 〕	410 〔 263 〕	352 〔 251 〕

- (注) 1. 第5期、第66期、第67期及び第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社（及びオーシャン・ホールディングス株式会社）株式は非上場であり、期中平均株価が把握出来ないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年9月25日に東京証券取引所プライム市場に上場しております。第69期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第69期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第5期、第66期、第67期及び第68期の株価収益率は当社（及びオーシャン・ホールディングス株式会社）株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第67期、第68期及び第69期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けており、第66期については、「連結財務諸表規則」に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
5. オーシャン・ホールディングス株式会社を頂点とした連結財務諸表の第5期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
6. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、平均臨時雇用者数（派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。）を〔 〕外数で記載しております。なお、第5期は清算会社が含まれており、平均臨時雇用者数の算出ができないため、第66期からの記載としています。
7. 2024年9月13日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社は、第二次世界大戦後の復興の最中、実業家の具志堅宗精が「郷土の若者に勇気と希望を与えたい」との思いから1957年に「沖縄ビール株式会社」として立ち上げた会社です。「オリオンビール」という社名は、沖縄県民に募集して選ばれた名称です。「オリオン座は南の星であり沖縄のイメージにマッチしていること、また星は人々の夢や憧れを象徴する」ことを選定理由として、採用されました。その後、1966年に初の海外展開となる台湾へのビール輸出、1975年のホテルロイヤルオリオン開業、2014年のホテルオリオンモトブリゾート&スパの開業、と沖縄の発展と共に当社グループは事業を拡大して参りました。

当社グループのセグメント別事業の概要は、次のとおりであります。

< 酒類清涼飲料事業 >

年月	概要
1957年 5月	当社の前身である沖縄ビール(株)を設立(資本金42万ドル)
1958年11月	名護工場完成
1959年 6月	沖縄ビール(株)の商号をオリオンビール(株)へ変更
1962年 8月	第1回レディに贈るオリオンビールの夕べを開催(1967年以降「オリオンビアフェスト」に改称)
1966年 3月	台湾向け初輸出
1976年 6月	米国向け初輸出
1990年 7月	首都圏販売開始
2002年 4月	アサヒビール(株)と包括的業務提携覚書締結
2002年11月	アサヒオリオン ザ・ドラフトを全国展開
2003年 5月	沖縄県におけるアサヒブランドのライセンス生産並びにアサヒビール商品の販売開始
2005年 7月	生ビールサーバー等機器設置・洗浄・修理等を行うオリオンサポート(株)を設立(資本金30百万円)
2007年 8月	株式取得により(株)石川酒造場を子会社化
2011年 5月	工場見学施設 オリオンハッピーパークを開業
2019年 3月	スポンサーに野村キャピタル・パートナーズ、カーライルを迎えMBOを実施し、オーシャン・ホールディングス(株)の子会社となる
2020年 4月	当社を存続会社、オリオンサポート(株)を消滅会社とする吸収合併を実施
2020年 5月	本社を沖縄県浦添市から沖縄県豊見城市へ移転(当社所有不動産 豊崎ライフスタイルセンターTOMITONへ)
2020年 7月	自社ECサイトを開設
2022年 9月	(株)石川酒造場の株式を追加取得し完全子会社化(資本金 33.5百万円 酒類清涼飲料の製造販売)
2022年12月	当社を存続会社、オーシャン・ホールディングス(株)を消滅会社とする吸収合併 当社を存続会社、オーシャン・ウェーブズ・ホールディングス(株)を消滅会社とする吸収合併 当社を存続会社、(株)幸商事を消滅会社とする吸収合併
2024年 3月	糸満観光農園内酒造施設で製造されたワインの販売開始
2024年 6月	流通・ホテル等の販売チャネルを通じた協働等を目的に、近鉄グループホールディングス(株)と資本業務提携に合意
2025年 9月	東京証券取引所プライム市場へ上場

< 観光・ホテル事業 >

年月	概要
1972年11月	(株)ホテル西武オリオン(2006年4月に(株)ホテルロイヤルオリオンに商号変更)を設立
1975年6月	(株)ホテル西武オリオンがホテル西武オリオン(2006年4月にホテルロイヤルオリオン、2023年11月にオリオンホテル那覇に名称変更)を開業
2001年7月	株式取得により(株)ホテル西武オリオンを完全子会社化(2006年4月に(株)ホテルロイヤルオリオンに商号変更 資本金250百万円 ホテル所有・運営)
2002年12月	オリオン嵐山ゴルフ倶楽部(株)を設立(2023年6月にオリオン嵐山(株)に商号変更 設立資本金200百万円 ゴルフ場運営)
2013年11月	(株)ホテルオリオンモトブを設立(2023年12月にオリオンホテル(株)に商号変更)
2014年4月	賃貸不動産として豊崎ライフスタイルセンターTOMITON(商業施設)を取得
2014年7月	ホテルオリオンモトブリゾート&スパ(2024年4月にオリオンホテルモトブリゾート&スパに名称変更)を開業
2017年4月	オリオン沖映合同会社(資本金10百万円 JR九州ホテルブラッサム那覇を所有)を設立
2018年10月	(株)ジャパンエンターテイメントへ出資(当社は沖縄県北部でのテーマパーク開業を計画)
2022年3月	オリオン嵐山(株)のゴルフ場を閉鎖しテーマパーク用土地として賃貸
2023年12月	当社を存続会社、(株)ホテルロイヤルオリオン及びオリオン嵐山(株)を消滅会社とする吸収合併を実施
2024年4月	オリオンホテルモトブリゾート&スパリニューアルオープン
2025年5月	オリオンホテル那覇の土地・建物を譲渡
2025年10月	オリオンホテル那覇の事業を譲渡

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社（オリオンホテル株式会社、株式会社石川酒造場）、関連会社（アサヒオリオン飲料株式会社）の計4社で構成されており、主な事業内容と、主要会社の当該事業における位置づけは次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

（事業概要）

当社グループは、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」をミッションとし、魅力ある商品・体験を沖縄県民、観光客にお届けし、沖縄と共に持続的な成長を実現する「循環成長型ビジネスモデル」を掲げ、企業価値向上を追求しております。沖縄県内での酒類販売やリゾートホテルでのサービス提供を通じて、沖縄の魅力を価値として提供すると共に、県外・海外において沖縄を想起する施策を展開することで、ブランドロイヤリティを向上していくビジネスモデルを進めています。

（1）酒類清涼飲料事業

当社グループが手掛ける「オリオン」は、沖縄に根差し共に成長を遂げたビールブランドであり、その主力商品は「オリオン・ザ・ドラフト」です。1960年に誕生した「オリオン・ザ・ドラフト」は、沖縄の大麦、水を使用し製造しており、温暖な気候に合わせたすっきりとした味わいが特徴です。2024年1月に県民により愛されるブランドを目指しブランドリニューアルを実施し、沖縄県内での拡販に努めている他、県外、海外にもブランドの浸透をはかり、業容の拡大をはかっています。

当社は、沖縄県を拠点に酒類清涼飲料の製造・販売を行っております。商品としては、ビール・発泡酒（総称して、ビール類）、RTD（Ready to Drink：缶チューハイなどすぐに飲めるアルコール飲料）、洋酒、清涼飲料を扱っており、主力製品のオリオンブランドのビールは沖縄県内において高いシェアを誇っております。販売エリアとしては、沖縄県内、沖縄県外、海外（台湾、オーストラリア、韓国、米国など）です。

連結子会社である株式会社石川酒造場は、泡盛、もろみ酢、リキュール、スピリッツなどの製造・販売を行っております。

当社は、国内外のサプライヤーから原材料の調達を行い当社名護工場（沖縄県名護市）にてビール類の製造を行っております。また、RTDについては製造委託先からの仕入販売を行っております。

販売チャネルとしては、樽や瓶を主体としてビール類を販売する業務用市場（業務チャネル）、缶を主体としてビール類、RTD類を販売する家庭用市場（量販チャネル）が主な市場であります。それぞれの市場で、主力商品を中心にニーズに合わせたブランド展開を行っており、国内（県内・県外）代理店制度を採っております。また、2020年3月期に立ち上げたECチャネルでは、当社のビール類やRTDの定番品及び限定品、定期便、ギフトセット、オリジナルグッズ、沖縄県産の食品や雑貨などを展開しております。

また、ブランドライセンスビジネスは、当社のロゴや商品パッケージを使用する権利をライセンシーに提供しております。ライセンシーとの間でライセンス契約を締結し、当社のロゴ等が記載された商品を展開しております。

酒類清涼飲料事業について、当社グループにおける研究開発、調達、製造、販売などの分野ごとの概要は以下のとおりであります。

a. 研究開発

当社及び株式会社石川酒造場において、新製品の考案、試作、試験、製品の改良を行っております。名護工場（沖縄県名護市）、糸満市観光農園内酒造施設（沖縄県糸満市）、石川酒造場工場（沖縄県中頭郡西原町）を拠点として研究開発を行っております。

b. 調達

当社において、原材料・資材等のサプライヤーの選定、発注、検収、取引先管理に至る一連の業務を行っております。

c. 製造・保管・品質保証

当社において、生産計画の策定や調整、製造、原料・製品の品質確認、製造委託先の管理、工場の管理を行っております。名護工場（沖縄県名護市）において、ビール類の生産を行っております。名護工場及び沖縄県浦添市に位置する倉庫及び県外委託先の倉庫に製品を保管しております。連結子会社である石川酒造場は自社工場（沖縄県中頭郡西原町）において、泡盛やもろみ酢等の生産を行っております。

d. マーケティング

当社において、消費者ニーズの把握、ブランド戦略の立案、マーケティング活動プランの立案と広告・主要イベント・販促の企画、メディア計画の立案とメディアの購買等を行っております。県内・国内のマーケティング活動に加えて、海外の販売地域でのマーケティングプラン策定も行っております。

e. 販売（流通）

当社において、量販店及び業務店に対する販促活動を行っております。沖縄県内においてオリオンブランドのビール類を販売しております。また、2002年にはアサヒビール株式会社と包括的業務提携関係を構築し、沖縄県内においては、同社から製造ライセンスを受けて当社の名護工場で「アサヒ スーパードライ」を製造、同社から仕入をするビール類及び総合酒類の販売を開始するとともに、沖縄県外（奄美群島除く）のオリオンブランドの量販店向けビール類は、同社を通じて販売を拡大してまいりました。なお、沖縄県外向けのオリオンブランドの業務店向けビール類及びRTD類は、自社で販売しております。

さらに近年は、台湾、オーストラリア、韓国、米国などの海外市場においてもオリオンブランドのビール類及びRTD製品を販売しております。

酒類清涼飲料事業の主な商品は以下のとおりであります。

ビール類	RTD	泡盛	清涼飲料	EC（県産品）
				
		海外	フルーツワイン	
				

(2) 観光・ホテル事業

当社は、本書提出日現在、オリオンホテルモトリゾート&スパ（沖縄県国頭郡本部町）、ホテルルートイン名護（沖縄県名護市）及び商業施設である豊崎ライフスタイルセンターTOMITON（沖縄県豊見城市）などを所有しております。連結子会社であるオリオンホテル株式会社は、オリオンホテルモトリゾート&スパ（沖縄県国頭郡本部町）の運営をしております。

当社は、地域に根差し、地域と共に発展する観光・ホテル事業の持続可能性をさらに強化することが、沖縄との共存共栄の実現に必要不可欠と考え、最適な事業の進め方を検討する中で、沖縄での40年以上ものホテル経営を通じて多くの地域雇用や消費を生み出してきた実績を有する近鉄グループホールディングス株式会社と、2024年6月10日に資本業務提携を結びました。

観光・ホテル事業に関する当社グループのホテル事業や不動産事業などの分野ごとの概要は以下のとおりであります。

a. ホテル事業

当社において、提出日現在、当社グループが直接運営しているオリオンホテルモトリゾート&スパの事業戦略立案、中期及び単年度経営計画の立案、経営管理等を行っております。

ホテル運営の強化に向けて、近鉄グループホールディングス株式会社が有するホテル運営ノウハウを、近鉄グループからの専門人材の派遣、ホテル予約システム等の活用の検討、近鉄グループが展開している様々な会員プログラムの導入の検討を行っております。

b. 不動産事業

当社において、不動産の投資戦略の立案、不動産の売買、賃貸借契約の締結及び管理、運営委託先の管理等を行っております。

当社グループは、2025年7月に開業したテーマパーク「ジャングリア沖縄」（沖縄県国頭郡今帰仁村呉我山）へ土地を賃貸しております。当社は、テーマパーク事業を行う株式会社ジャパンエンターテイメントホールディングスへ出資並びに同社及び同社子会社の株式会社ジャパンエンターテイメントへの取締役派遣を行っております。

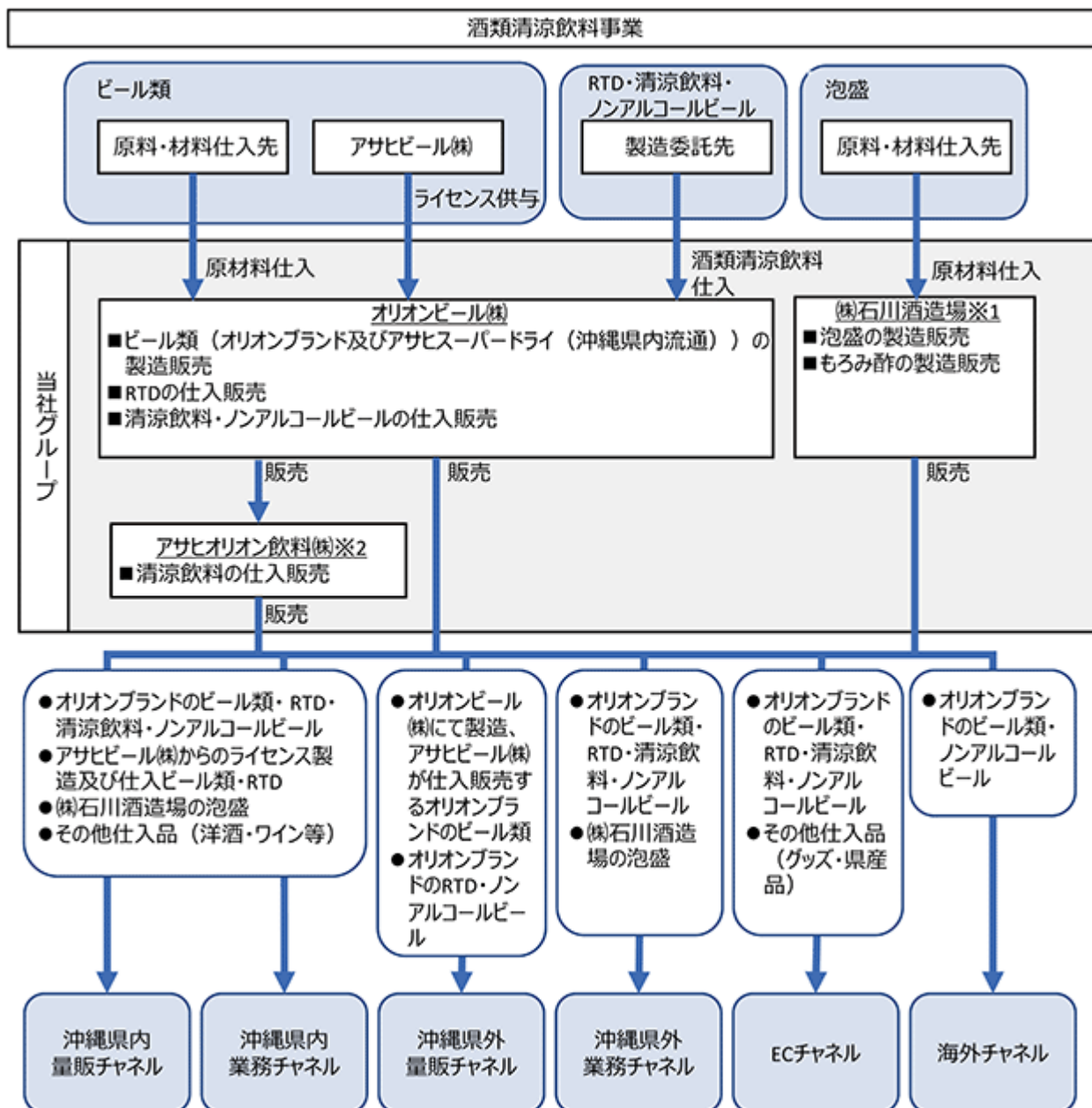
また、近鉄グループホールディングス株式会社との資本業務提携を通して、同社及び当社が沖縄で保有するアセットの活用についての協働検討も行っております。

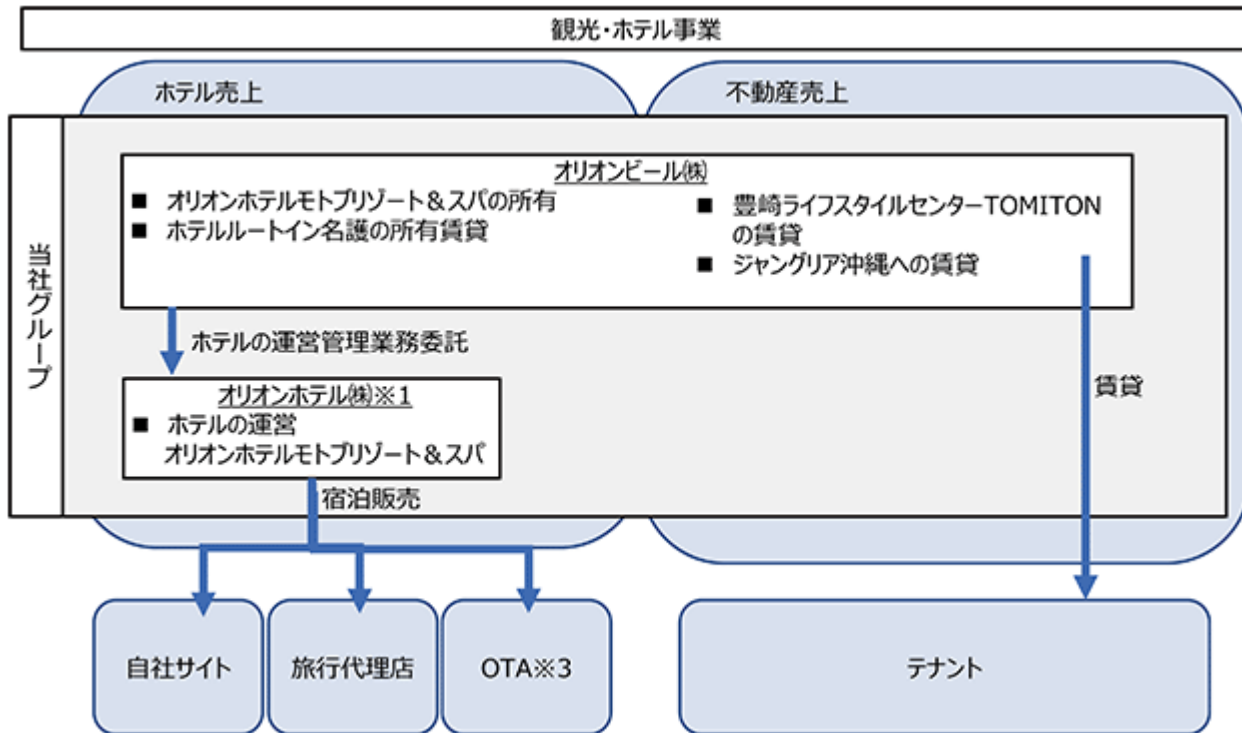
観光・ホテル事業における施設の概要は以下のとおりであります。

所有	名称	所在地	概要
当社	オリオンホテルモトブリゾート&スパ	沖縄県国頭郡本部町	客室数238室、全室オーシャンフロント・バルコニー付のリゾートホテル 連結子会社であるオリオンホテル株式会社が運営
	豊崎ライフスタイルセンターTOMITON	沖縄県豊見城市	当社本社オフィス及び賃貸不動産(ショッピングセンター)
	ホテルルートイン名護	沖縄県名護市	賃貸不動産(客室数147室、名護市内の宿泊特化型ホテル) ルートインジャパン株式会社が運営
	ジャングリア沖縄用地	沖縄県名護市及び国頭郡今帰仁村	ゴルフ場跡地をジャングリア沖縄の用地として株式会社ジャパンエンターテイメントへ賃貸



事業の系統図は、次のとおりであります。





- 1 連結子会社
- 2 持分法適用関連会社
- 3 実店舗を持たずにインターネット上で旅行商品の取引が完結する旅行会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) オリオンホテル株式会社	沖縄県国頭郡本部 町	50	観光・ホテル 事業	100.0	当社ホテルの運営・業 務委託契約 役員の兼務
(連結子会社) 株式会社石川酒造場	沖縄県中頭郡西原 町	33	酒類清涼飲 料事業	100.0	貯蔵品(泡盛)の管理 当社への製品供給 役員の兼務
(持分法適用関連会社) アサヒオリオン飲料株式 会社	沖縄県浦添市	20	酒類清涼飲 料事業	20.0	当社商品の販売 役員の兼務

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 2025年10月17日付にてオリオン沖映合同会社は清算終了いたしました。

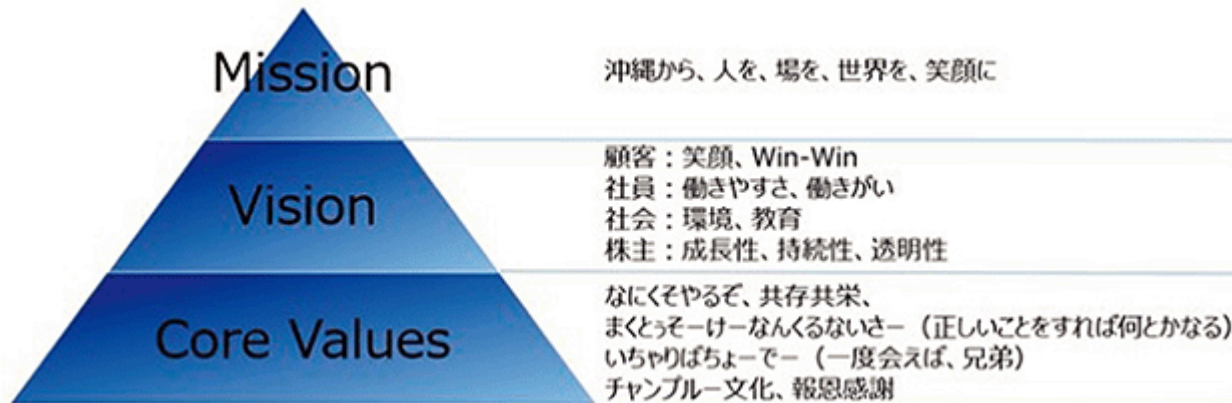
第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) オリオングループの経営理念

当社グループは「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」というMission実現のため、Core Valuesの実践を通して企業文化の醸成を図り、Visionとしているそれぞれの具体的な価値を各ステークホルダーに提供いたします。



(2) 経営環境及び経営の基本方針、経営戦略

当社グループのマザーマーケットである沖縄県は、米国のハワイ州に匹敵する観光客が訪れる日本の南国リゾートであり、今後も観光需要の増加による成長が見込まれています。

オリオンブランドは、沖縄と共に育ち、沖縄県民そして観光客に強く認知されているブランドであり、沖縄の観光成長を取り込むことができる事業基盤を有しています。

当社グループにおける事業環境は、10月に控える酒税改正や「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下、特措法）」による酒税軽減措置の廃止による影響、及び中東情勢に伴う調達環境での不透明な状況が想定されま

す。当社グループは、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」をMissionとし、魅力ある商品・体験を沖縄県民、観光客にお届けし、沖縄と共に持続的な成長を実現する「循環成長型ビジネスモデル」を掲げ、企業価値向上を追求しています。沖縄県内での酒類販売やリゾートホテルでのサービス提供を通じて、沖縄の魅力を価値として提供すると共に、県外・海外において沖縄を想起する施策を展開することで、ブランドロイヤリティを向上していくビジネスモデルを進めています。



(3) 中期経営計画

当社グループは、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」というミッション実現のため、「オリオン」ブランドを掲げて沖縄に根差したビジネスを展開しており、「沖縄と共に循環成長するビジネスモデルの強化」を目標として、沖縄の魅力の詰まった商品・サービスの提供、強固なグループ収益構造の構築、サステナビリティ経営基盤の整備とインパクトの創出を推進してまいります。

中期経営計画（2027年3月期～2030年3月期）を通じて、売上高（税抜）成長率CAGR5.9%（2025年3月期を基準）、収益性改善目標としてEBITDAマージン（税抜）25.1%、資本効率の改善目標としてROE16.0%を追求します。

上述の経営指標の達成に向け、既存事業での成長加速を図りつつ、新たな成長ドライバーの確立に向け、積極的な成長投資を進めてまいります。

酒類清涼飲料事業では、マーケティング強化や商品ポートフォリオの最適化により県内市場での安定成長を維持するとともに、成長ドライバーである県外市場・海外市場・ライセンスビジネスのさらなる増強を図ります。観光・ホテル事業においては、オリオンホテルモトブリゾート&スパでのバリューアップ投資の実行に加え、アネックス棟を新設し、沖縄体験価値の深化に向けたサービスを強化します。

さらに、新たな成長ドライバーの確立に向け、酒類清涼飲料事業で、もろみ酢の特性を活かした新規事業を立ち上げ、成長ポテンシャルの高い健康市場への新規参入を図ります。観光・ホテル事業では、オリオンホテルモトブリゾート&スパ及び名護工場を起点に沖縄北部における観光エコシステムの形成に取り組むとともに、外部連携とアセット活用戦略の高度化により、観光事業における新たな成長パイプラインを構築していきます。

キャピタルアロケーションの観点では、2030年3月期に向けて、積極的な成長投資を通じ、売上・利益の持続的成長と資本効率の改善を目指すとともに、株主還元の充実を図り、成長投資と株主還元の最適なバランスを追求してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、「沖縄と共に循環成長するビジネスモデル」を通じて持続的な成長を図るとともに、ステークホルダーとの協働により、経済価値に加え、環境価値及び社会価値の創出に取り組んでいます。サステナビリティは、このビジネスモデルを支える基盤として位置付けており、中長期的なリスクと機会と認識するマテリアリティへの取り組みを通じて、経営基盤の強化とインパクトの創出を追求してまいります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティ基本方針

当社は、1957年に創業して以来、65年以上もの間ご支援いただいている沖縄を愛する皆さまへの「報恩感謝」を胸に、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」をミッションに掲げて沖縄と当社グループの持続可能な発展を目指します。この理念のもと、本方針においてサステナビリティへの取り組みを重要な経営課題と位置付け、当社グループの各指針「Vision」、「Core Values」、「ORION WAY(当社のミッションを実現するためのグループ共通の行動規範。顧客・社員・社会・株主の4領域で、当社役職員が取るべき行動を規定している。)」に従い、沖縄と共に成長を目指す「サステナビリティ経営」を推進します。



(2) サステナビリティガバナンス

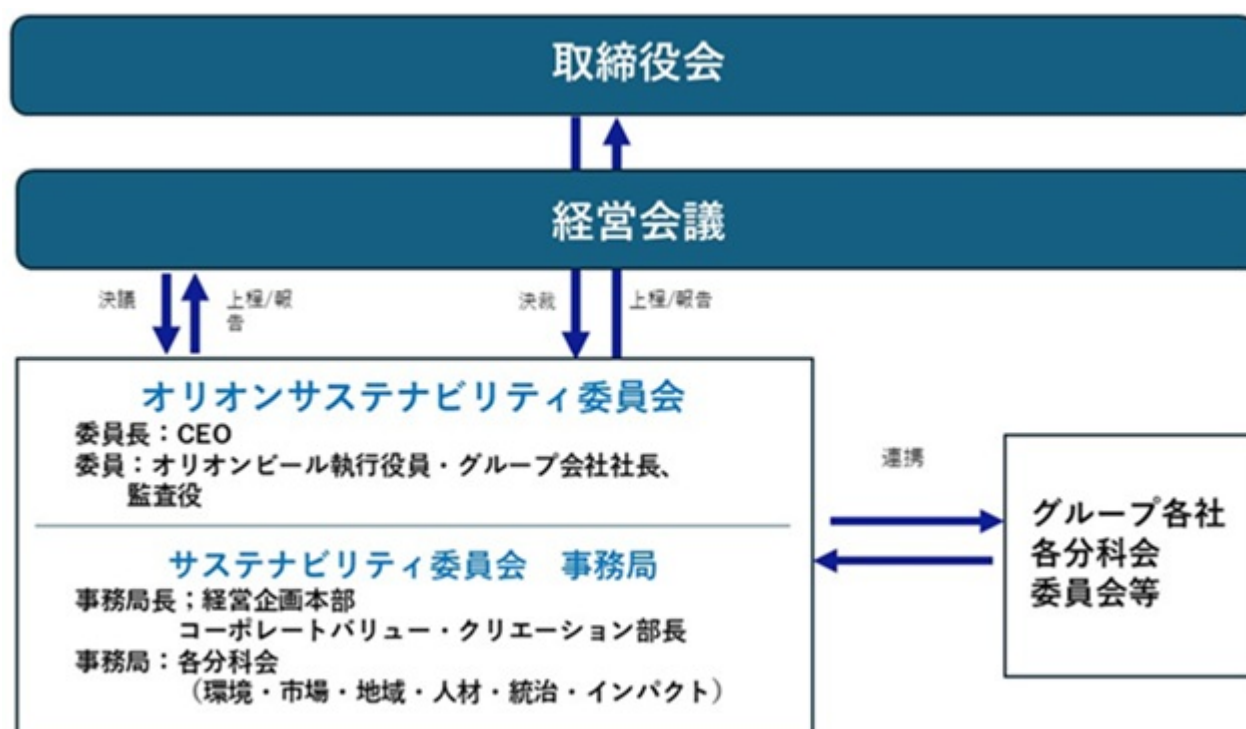
当社グループは、2023年にサステナビリティ経営を全社横断的に推進する「オリオン・サステナビリティ委員会」を設置しました。本委員会はCEOを委員長とし、当社の全執行役員及び当社グループ3社の代表取締役で構成されています。

本委員会は、半期ごとの開催に加え、必要に応じて臨時開催しており、各分科会から上程されたサステナビリティ基本方針及び戦略の審議・承認、マテリアリティごとの目標及びKPIの設定並びにアクションプランの策定・承認を行うとともに、その実行状況の監督及び進捗管理を行っています。

活動内容は、意思決定機関である経営会議での審議を経て、取締役会に報告されます。取締役会は、当該報告に基づき、サステナビリティに関する方針、戦略及び重要案件について監督（必要に応じて決裁）を行うとともに、委員会の実行状況及び進捗を踏まえ、適切に監督しています。

また、監督機能と執行機能の分離を図り、CEOをはじめとする執行側の業務遂行状況について確認を行う体制としています。さらに、ガバナンス体制の実効性について検証し、必要に応じて改善を促しています。これにより、当社グループ全体のサステナビリティ・ガバナンス体制の実効性向上を図っています。

< サステナビリティ・ガバナンスの推進体制 >



(3)戦略

当社グループは、「沖縄と共に循環成長するビジネスモデル」を支える基盤として、「沖縄の自然との共生」「沖縄と地域社会の発展」「顧客への責任」「多様な人材の活躍」「ガバナンス」の5つのテーマから構成されるマテリアリティを設定し、自社の成長とともに、地域社会、環境及び経済に対するインパクトの創出を図っています。

マテリアリティの特定にあたっては、サステナビリティに関する情報開示フレームワーク、ESG評価機関及び各種政策文書等を参照し社会課題を抽出し、「従業員」「取引先」「沖縄県民」「株主・役員」を対象としたアンケート調査を実施しています。これらの結果を踏まえ、「ステークホルダーの期待」と「当社グループへの影響度」の2軸により評価・整理を行い、5つのマテリアリティ及び15項目のサブマテリアリティを特定しています。

当社グループは、これらのマテリアリティを以下のとおり整理し、事業活動を通じた価値創出及びインパクトの創出に取り組んでいます。

マテリアリティー一覧

マテリアリティ	サブマテリアリティ
沖縄の自然との共生	廃棄物や残渣の有効活用
	気候変動の緩和・適応
	美しい海と水資源の保全、多様な環境と生態系の持続性強化
沖縄と地域社会の発展	サステナブルな農水産業の支援
	沖縄の文化・アイデンティティを守り育む企業市民活動の推進
多様な人材の活躍	人権の尊重
	DE&I
	人材育成
	労働条件と労働安全衛生の強化
顧客への責任	社会と環境に配慮したものづくり
	責任あるマーケティング
	適正飲酒文化の促進
ガバナンス	情報セキュリティの確保
	インテグリティ経営の推進
	健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスの確立

また、当社グループは、各マテリアリティに基づき目標及びKPIを設定し、その進捗を管理しています。これらの具体的な指標及び目標については、「(5)指標及び目標」に記載しています。

(4)リスク管理

当社グループは、サステナビリティに関する中長期的なリスク及び機会について、「(3)戦略」に記載のとおり、サステナビリティ委員会を中心としたガバナンス体制のもとで管理しています。

また、サステナビリティを含む事業上のリスクについては、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるリスク及びコンプライアンス上の課題を共有・検討しています。

同委員会には、監査役及び内部監査室長が同席し、委員会から独立した立場で、リスクの識別、評価及び対応策の立案等のプロセスを監督しています。

(5) 指標と目標

マテリアリティに関する主な指標及び目標

当社グループは、5つのマテリアリティテーマごとに、2030年度に向けた目標及びKPIを設定し、その進捗を管理しています。各マテリアリティにおける主な指標、目標及び当連結会計年度の実績は以下のとおりです

マテリアリティ	サブマテリアリティ	30年度目標	25年度実績
沖縄の自然との共生	廃棄物や残渣の有効活用	名護工場におけるゼロエミッションの維持、その他拠点における廃棄物削減の推進	名護工場におけるゼロエミッション達成を継続。その他拠点の廃棄物状況を把握
	気候変動の緩和・適応（GHG排出量削減）	Scope1・2について、2030年度までに2019年度比50%削減	GHG削減ロードマップを策定。TCFDに沿った情報開示を実施
	美しい海と水資源の保全、多様な環境と生態系の持続性強化	グループ全体での環境マネジメントシステム構築	名護工場でISO14001取得を維持。グループ環境方針を策定・公表
沖縄と地域社会の発展	サステナブルな農水産業の支援	ホテルにおける県産素材活用率80%	オリオンホテルストア商品：81.8%、レストラン：33%
	沖縄の文化・アイデンティティを守り育む企業市民活動の推進	沖縄の文化継承、環境保全、社会課題解決に関する企業市民活動の継続実施	ロジックモデルを構築
多様な人材の活躍	人権の尊重	人権方針に従った人権DDの推進	人権方針、カスタマーハラスメント方針を策定。ハラスメント対策セミナーを実施
	DE&I	DE&I関連の社内セミナー等を年1回以上実施	DE&Iコミットメントを策定
	人材育成	グループにおけるESスコア80以上	ロジックモデルを構築
	労働条件と労働安全衛生の強化	労働災害度数率0.5以下、休業災害度数率0.3以下	工場における労働災害度数率ゼロを維持。工場以外の度数率を算定
顧客への責任	社会と環境に配慮したものづくり	購入額上位80%のサプライヤーにおけるサプライチェーン方針合意率100%	サプライヤー説明会及びアンケートを実施
	責任あるマーケティング	製品ラベル又はホームページにおける純アルコール量の開示100%	オリオンビール製品のラベル・ホームページにおける開示率100%
	適正飲酒文化の促進	沖縄県内の企業・教育機関への適正飲酒啓発講演等10件	独自教材を開発。県内企業・教育機関向けに6件実施
ガバナンス	情報セキュリティの確保	セキュリティセミナー受講率100%の維持	受講率100%を維持
	インテグリティ経営の推進	コンプライアンス研修の継続	重要案件を経営会議、取締役会、リスク管理・コンプライアンス委員会で共有・協議
	健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスの確立	実効性のあるコーポレートガバナンスの確立	取締役・監査役の実効性評価を実施

気候変動への対応

当社グループは、気候変動を重要な経営課題の一つと認識し、「沖縄の自然との共生」に関する重要なマテリアリティとして、TCFD提言に基づく取組を推進しています。

気候変動に関するリスク及び機会については、サステナビリティ委員会を中心に識別・評価を行い、シナリオ分析を踏まえた対応を推進しています。また、酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業におけるエネルギーコスト増加や気候変動による事業環境への影響を重要なリスクとして認識するとともに、省エネルギーの推進やエネルギーの多様化等を通じた対応を進めています。

気候変動の緩和・適応（TCFD提言に基づく開示） - オリオングループのサステナビリティ

主な指標及び目標

GHG排出量（Scope1・2）	
2030年	2019年比 50%削減
2050年	実質ゼロ

単位t-CO2/年

	2019年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2030年度目標
Scope1(連結)	4,693	4,801	5,208	4,925	5,854	-
Scope2(連結)	15,952	8,952	9,373	8,818	8,293	-
合計	20,645	13,753	14,581	13,743	14,147	10,323

連結範囲：オリオンビール株式会社及びオリオンホテル株式会社、石川酒造場株式会社
 なお、詳細なTCFD提言に基づく開示については、当社ウェブサイトに掲載しています。

人的資本に関する事項

当社グループの人的資本戦略については、第4 提出会社の状況 5 . 従業員の状況（1）人材戦略に関する基本方針等をご参照ください。また、女性活躍、働き方、エンゲージメント等の横断的な人的資本指標については、第4 提出会社の状況 5 . 従業員の状況（4）管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異をご参照ください。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) リスクマネジメントに関する基本的な考え方

当社グループにおいては「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定しております。当社グループにおいて、「リスク」とは、当社グループに物理的、経済的又は信用上の損失（機会損失を含む）若しくは不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した以下に掲げる事象などを指します。

- a. 信用の危機...不全な事業活動や欠陥のある情報の提供などによるイメージの低下
- b. 財政上の危機...収入の減少や資金の運用の失敗などによる財務の悪化
- c. 人的危機...労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の継承など
- d. 外部からの危機...自然災害や事故及び外部からの不法な攻撃
- e. その他...前各号に準ずる危機

上記のうち、「重要なリスク」として以下の事象を想定し、経営会議において管理するとともに内部通報制度の対象とし迅速な対応を行っております。

- a. 信用の危機
 - ・会社の法令遵守義務違反
 - ・顧客・取引先情報の漏洩
 - ・製造物責任・リコール
- b. 財政上の危機
 - ・新規事業、設備投資・製品開発の失敗
 - ・与信管理の失敗
 - ・取引先の被災・事故・倒産
- c. 人的危機
 - ・役職員の過労死、過労による自殺
 - ・重大な労働災害、悪質なハラスメント
 - ・役職員による不正行為・背任行為
- d. 外部からの危機
 - ・台風や地震などの自然災害
 - ・火災や環境汚染などの人的災害
 - ・役職員などに係る重大な人身事故
 - ・サイバー攻撃、ウィルス感染など外部からの不法な攻撃
- e. その他、前各号に準ずる経営上のリスク

当社グループは、業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行などに内在するリスクは経営会議において管理し、経営会議における審議、報告事項などに対して、各部門が想定されるリスクを分析し、必要な報告を行う体制を構築しております。

内部通報事案、そのほかコンプライアンスに関連する事項は、リスク管理・コンプライアンス委員会で審議を行っております。委員会の職務は、次のとおりであります。

- ・年度計画策定におけるリスクの識別、分析評価及びその予防と対応策検討
- ・不祥事、トラブルに対する迅速な対応及び状況の総括的把握
- ・リスク回避への啓発、教育
- ・リスクの顕在化に対する再発防止策検討と実施指示
- ・オリオンビールの取締役会への報告又は提案
- ・コンプライアンスの状況の確認
- ・コンプライアンス研修など
- ・コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムなどの作成
- ・そのほかリスク管理に関する一切の事項

(2) 重要リスク

- a. 経済情勢及び人口動態の変化について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

当社グループの売上高は主に国内の景気動向による影響を受けるため、経済情勢の変化による景気悪化、実質賃金の下落、日本国内の少子高齢化の進行による市場全体の縮小に伴い、主要製品の出荷変動、主要製品の単価下落の可能性や保有資産の価値の低下につながるリスクがあります。また、当社のビール類売上の71.0%（2026年3月期）は沖縄県内向けであり、沖縄県内の景気動向により、主要製品の出荷変動、主要製品の単価下落の可能性や保有資産の価値の低下につながるリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社グループは、中期経営計画において「酒類清涼飲料事業における収益基盤拡大」を掲げ沖縄県外チャネルの強化及び海外展開の拡大を行うことにより、特定地域に依存しない収益構造の確立を図ってまいります。

- b. 酒税の変更により業績が影響を受けるリスク（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：短期（2026年、2032年）、影響度：中

当社グループが沖縄県内に出荷するビールについては「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により酒税の軽減措置が有りますが、軽減措置の段階的廃止が行われることとなりました。2023年10月1日からビール等は20%から15%へと軽減率を変更、2026年10月1日にビール等の軽減措置は廃止されます。また、泡盛については事業規模に応じて段階的に軽減が行われ、2032年5月15日に軽減が廃止されます。また、酒税の増税が行われた場合、販売価格の上昇によって酒類清涼飲料事業における酒類消費量が減少し、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

酒類清涼飲料事業は中期経営計画において中長期的な収益構造強化のために「収益基盤の拡大」「収益性の向上」「新たな成長ドライバーの開発」を主要戦略としております。

「収益基盤の拡大」については軽減措置の段階的廃止影響を低減させるべく、2020年3月期において約12%を占めていた軽減措置が及ばない県外、海外の売上構成比率を2026年3月期においては約27%まで拡大させてまいりました。この県外、海外の売上構成比拡大は両事業の成長をベースに今後も継続する計画となっております。

「収益性の向上」につきましては、原材料費の高騰やその他コストの上昇という環境下においても、価格の改定や高付加価値商品の導入とその拡販、製造を含めた事業オペレーションの効率化を図ることで2020年3月期に10.9%であった酒類清涼飲料事業の売上高営業利益率を2026年3月期には15.2%まで向上させてまいりました。今後も利益を最大化するために、価格感応度分析を踏まえた価格設定の見直しや高付加価値商品の拡販、オペレーション効率化等を継続的に実行して行きながら更なる収益性の向上を図ってまいります。

「新たな成長ドライバーの開発」につきましては、今後も高収益かつ高成長性が見込まれるライセンスビジネスの拡大、また観光・ホテル事業とのシナジー効果が期待出来るクラフトビール事業の拡大を行ってまいります。

これらの主要戦略を引き続きしっかりと実行していくことで一層の収益構造の強化を図り、今後想定される軽減措置廃止の影響を最小限に留めていく所存であります。

- c. 特定事業分野への依存度について（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

酒類清涼飲料事業の売上高のうち、ビール類（ビール・発泡酒・新ジャンル）は2026年3月期において8割を超えております。消費者の嗜好性の変化、世代交代などにより、お客様の支持を失ってしまうと、本商品群の売上高が減少し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼすリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

中期経営計画において「収益基盤の拡大」並びに「新たな成長ドライバーの開発」を主要な戦略としており、ビール類以外の商品ラインナップを充実させバランスの取れた事業拡大を図ってまいります。

d. アサヒビール株式会社との取引関係に係るリスク（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：大

当社は2002年よりアサヒビール株式会社と包括的業務提携を行っております。当該業務提携に関する重要な契約は以下のとおりです。

沖縄県及び鹿児島県奄美大島群島を除く日本におけるアサヒビール株式会社による「アサヒオリオン ザ・ドラフト」等の販売契約

沖縄県におけるオリオンビール株式会社への「アサヒスーパードライ」等の製造販売ライセンス供与契約

契約 が失効した場合、沖縄県外での「アサヒオリオン」ブランドのビール類販売が減少することで、当社の利益が減少するリスクがあります。

契約 が失効した場合、アサヒビール株式会社が自社で製造販売するため、沖縄県内での「アサヒスーパードライ」の製造販売は減少しないが、当社の利益が減少するリスクがあります。

競争力のある商品開発を促進し県外展開を図ること、また沖縄県内での「アサヒスーパードライ」のシェアを更に高めることにより相互利益の一層の拡大を図ってまいります。

また、マネジメント層から担当者層まで階層ごとに対話の場を定期的に設定し、二社間の良好な関係の維持に努めてまいります。

e. 沖縄県内の入域観光客数の変動について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：不明、影響度：大

観光・ホテル事業のうちホテル事業は、沖縄県内の入域観光客数に大きく左右され、政治情勢によりインバウンド需要が減少する等の急激な変動が発生した場合は、ホテル事業の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、酒類清涼飲料事業における沖縄県内の売上高も、入域観光客数の変動の影響を受けます。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

ホテル事業の収益安定化のためホテル施設内のテナント誘致を推し進めるとともに、料飲部門の充実を図り沖縄県内のお客様の飲食・宴会利用促進を進めてまいります。

f. 食の安全性について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：大

製品及び原材料に係る品質及び表示の問題などが発生した場合、製品回収、出荷不良品発生、製造物責任を追及される可能性があります。

ホテル事業においては、食中毒が発生した場合、一定期間の営業停止などを命ぜられ、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社では、グループの行動規範であるORION WAYにおいて、「私たちは、高水準・高品質の商品やサービスを提供し、現状に満足することなく、全ての活動を向上させなければならない」としております。原材料の調達から製造、製品までの品質、安全・安心を確保するため、名護工場においては、食品安全マネジメントシステムの国際規格であるISO22000を取得しました。ホテルにおいては、厚生労働省より発令されたHACCPに沿った衛生管理の義務化に則り、取引先の衛生状態のチェック、配送温度管理方法の確認、調理場内でのチェックポイント17項目を設定し、取り組んでおります。

当社グループでは、製品の品質モニタリングや品質保証の仕組みの監査を実施するなど、品質保証の強化に最大限努めております。経営トップが品質の重要性をグループ全体にメッセージとして発信することに加えて、教育研修を実施することで品質を大切にす組織風土の醸成に取り組んでおります。

g. 製造委託品及び仕入商品の安全性について（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：中

当社グループは一部の商品について外部に製造委託を行っております。また、仕入商品も取り扱っております。製造委託品について品質などの問題が発生した場合、販売休止、製品回収などの可能性があります。当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

新規に製造委託先で製造する商品に関しては、毎ロットの製造に対して1ケースを当社の品質管理課に直接取り寄せ、品質評価を実施しており、最低でも3回分のロットを継続して評価しております。また、当社のRTD商品開発課及び品質管理課は、不定期で製造委託先のQA（Quality Assurance：品質保証）点検を実施しております。

h. 新型コロナウイルス感染症などの新型感染症について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：短期、影響度：大

新型コロナウイルス感染症の流行は、当社グループでは特に業務用の酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業のホテル事業に大きな影響を及ぼしました。

新たな感染症の流行発生とそれに伴うロックダウンや緊急事態宣言などが新たに生じた場合には、業務用ビール類を中心とした主要製品の売上高減少の可能性及びホテル事業の売上高減少のリスクがあります。また、従業員への罹患が広がり事業活動に必要な要員確保に影響が生じるリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、消費者の意識や動向に変化が起きました。節約志向、健康志向の高まり、オンラインチャネル（ECなど）の利用のさらなる増加、リモートワークの定着による消費行動の変化といった消費者、市場、社会などの変化には不可逆的な部分があるとの認識の下、酒類飲料事業における収益基盤拡大と収益性向上、新たな成長ドライバー開発、観光・ホテル事業におけるブランド力向上と競争力強化に取り組んでまいります。

従業員の罹患リスクに対しては、各種の感染予防策を実施・徹底しており、また罹患が疑われる場合の報告体制や対応フローなども取り決めております。

i. 環境に係るリスク：地球温暖化に伴う温室効果ガス排出削減への対応について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：中

地球温暖化への対応として、2021年に日本政府より「2050年温室効果ガス実質ゼロ」、「2030年度温室効果ガスを2013年度比46％削減、さらに50％の高みを目指す」との方向性が出されました。これを受け、各企業での自主的な温室効果ガス排出量削減、カーボンニュートラルに向けた具体的施策策定、目標設定、これら目標の進捗情報の開示義務の拡大要求が高まるとともに、炭素税（或いは類似税）の施行や省エネ法の厳格化など、環境対策強化のための規制強化が進むと考えられます。地球温暖化対策のための施策及び環境情報開示の遅れは、消費者の環境配慮意識の高まりに伴い、企業ブランドイメージの毀損・低減による売上高減とともに、ステークホルダー全体からの懸念増加につながるリスクがあります。

当社グループは、中期経営計画において、中長期的目標、施策を設定し、温室効果ガス排出削減を図っています。具体的には、名護工場において、2016年に燃料をそれまでの重油から液化天然ガスに切り替えたのをはじめ、高効率エネルギー機器導入など省エネルギー化による温室効果ガス削減を進めてきました。また、ホテルにおいても、太陽光発電システムや高効率冷暖房設備の導入を進め、CO2排出量削減に努めております。さらに2022年以降は沖縄電力から購入する電力の50％を、県産の資源を活用した実質再生可能エネルギー100％電力に切り替えたことなどにより、2023年度には2019年度比22.7％のCO2排出量削減を実現しました。また、これと並行してグループ全体での温室効果ガス排出量把握に向けたシステムの導入も進めています。今後も、温室効果ガス削減のための新技術の導入、再生エネルギーの積極的活用などにより、2050年の温室効果ガス実質ゼロ実現に努めるとともに、その進捗状況について積極的に情報開示してまいります。

j. 環境に係るリスク：気候変動によるリスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：短期・中長期、影響度：中

気候変動が当社グループの事業活動に影響を与える可能性があります。

当社ビール類の工場（沖縄県名護市）の水源地において干ばつが発生し必要な水資源が確保出来ない場合には操業停止による機会損失や工場移転費用が発生するリスクがあります。台風の強化や異常気象による風水害及び土砂災害が発生することで生産ラインや物流が停止し、設備被害や機会損失、製品廃棄による損失が発生するリスクがあります。原料の供給地域における生育環境の変化、自然災害により、需給バランスや品質に影響し、主要な原料価格が変動するリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社グループは、サステナビリティ経営を推進しており、気候変動が当社グループの事業に及ぼすリスクと機会の分析と対応の検討を行っています。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が推奨する4つの開示項目（「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標と目標」）について、気候関連情報を開示してまいります。GHG排出量の削減に関してScope 1、2について、グループ全体で2030年までに対2019年比「50％減」を、また、2050年までに「ネットゼロ」を目指します。

k. 多様で有能な人材の確保について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：大

多様で有能な経営幹部並びに一般社員を、必要数確保、育成及び定着させることができず、中期経営計画の実行に支障が生じる可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社グループでは、多様で有能な人材の確保につながる4つの施策を行っております。まず、採用時にはジョブ・ディスクリプションを作成し、確保すべき人材の職務内容、求められる成果水準、望ましい経験、必要スキルを明確にした上で確かな採用を行います。次に、入社時にはオンボーディング研修を実施し、早期の組織定着を実現しており、対象者が若年層の場合はメンターを配備しております。3点目に、目標達成度評価における面接及びキャリア面談などの機会を通じて、常に上司と部下の緊密なコミュニケーションを図っております。最後に、年に数回「人材開発会議（タレントディスカッション）」を行い、人材マッピングのアップデート、次期昇格者などハイポテンシャルな人材の特定と個別育成計画を策定し、実行しております。

l. 人件費の上昇リスク（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：短期・中長期、影響度：大

近年の物価上昇及び政府主導による賃金引上げ施策の環境下において中途採用の募集賃金・新卒初任給の賃金引き上げも視野に入っております。これら各種賃金の上昇は直接的に経営数値に影響を与える可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

良質人材の確保・定着のためには人件費の上昇は避けられないという認識に立脚し、その上昇幅を経営数値の許される範囲で合理的にコントロールしていくことが必須となります。具体的には一度に大幅な賃金上昇を実現するのではなく、中期経営計画などと連動し、複数年にわたる中長期的な賃金水準の改善計画を策定しております。また、賃金改定にあたり労働組合との綿密な意思疎通が必要となるため、賃金改定に関する各種指標及びその解釈の共有化など、緊密な関係性を構築しております。

m. 国内物流需給ギャップの拡大について（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：短期・中長期、影響度：小

国内の物流環境は、少子高齢化による労働人口の減少に加え、ECによる取引量等の増加等に伴い物流量が増加しており、運送ドライバーや荷役作業員の人手不足が深刻化しております。これにより、物流コストは恒常的に増加傾向にあります。このような環境下において、サプライチェーン全体でコスト上昇や機会損失により、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社の生産拠点は、ビール類については沖縄県にある名護工場、RTD類については沖縄県内及び県外の委託先です。県内-県外の物流では海上輸送を的確にプランすること、県内の物流では代理店との間で発注ロットと在庫を最適化するための協同取組を行うことによりムダとムラを排除します。更に、県外の物流では外部倉庫の選定や変更を機動的に行うこと、公式ECでは専門業者への委託などを行うことでコストの最適化と機会ロスの極小化を目指します。

n. サプライチェーンに係るリスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：不明、影響度：中

地震・集中豪雨などの大規模自然災害、感染症、そのほかの災害・事故などによりサプライチェーンが分断するリスクがあります。

災害・事故などへの対応としてBCP（事業継続計画）を策定しております。また、工場における需給予測精度の向上と適正在庫水準の確保に取り組んでおります。

o. 原料・資材価格について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：短期、影響度：大

当社グループの使用する主要な原料・資材には、その価格が商品相場や為替市場などの状況により変動するものがあります。それらの原料・資材の価格が高騰することにより、売上原価が上昇し、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

原料・資材価格に影響する市況の最新情報収集強化、調達先の分散・多様化、適正在庫の水準の維持、為替予約などの様々な対策を進めております。コストサイドの取組に加え、セールスサイドでは適正な利益を確保するための価格改定を検討・実施してまいります。

- p. 光熱費の上昇リスク（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

地政学的要因及び為替変動に伴うエネルギー価格上昇により、光熱費が上昇するリスクがあります。特に、当社グループにおいては、事業が沖縄県内中心であることから、現状、複数のエネルギー供給元の活用による価格抑制が難しい状況にあります。

当社グループは、施設や製造機器のエネルギー効率を向上させるため、高効率な照明や冷凍機システムの導入などの改修や投資を行っております。また、ホテルではすでに太陽光パネルの導入により、電力の一部を自家発電による電力に切り替えております。さらに、名護工場においても、太陽光パネルやコージェネレーションシステムの導入を検討しており、価格上昇の影響の軽減を進めてまいります。加えて、沖縄県内においても、新電力事業者の再進出の情報もあることから、複数のエネルギー供給元の活用による価格抑制についても検討してまいります。

- q. 法的規制などの影響について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：不明、影響度：中

当社グループは、酒税法や食品衛生法、環境・リサイクル関連法規、景品表示法などの様々な法的規制の適用を受けるなか、ビール製造免許や酒類販売免許などの許認可を受け、事業活動を行っております。各免許の期限の定めはありませんが、法令違反（酒類販売免許を受けていない者や20歳未満の者に酒類の販売をした場合など）が発生した場合は免許取り消しのリスクがあります。また、事業を展開する各国の法的規制の適用も受けております。酒税や消費税の増税などが実施されることによる需要の減少、酒類の広告に対する規制や酒販店店頭での販売時間、酒類販売場所に対する規制が広がっていく場合など、需要の減少や新たな規制に対応するための費用などが発生する可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても常にあるものと認識しております。

当社グループでは、事業を行う上で適用される法令等の一覧表を整備し、法務部門を中心に担当部門を決めて、法規制の新設や変更を定期的にモニタリングし法令違反のリスクの未然防止に努めています。当社の事業に重大な影響を与え得る法規制が新設される、或いは変更されるという情報を得た場合、担当部門は法務部門と連携し、顧問弁護士へも相談して対策案を講じ、経営会議等で対策をディスカッションしております。

- r. アルコールの負の影響について（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

アルコールの負の影響に関して、WHOは世界的な規模での酒類販売に関する将来的な規制に向けた議論をしており、酒類販売に関する規制が行われるリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても相応にあるものと認識しております。

観光・ホテル事業にも適切に経営資源を配分し酒類への集中度軽減を図っております。WEBやポスターなどを活用しながら20歳未満の飲酒防止啓発や適正飲酒啓発活動を行っております。

- s. 事業・資本提携について（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：中長期、影響度：大

当社グループでは、成長に向けた競争力強化の一環として国内外他社との事業・資本提携を実施する可能性があります。事業・資本提携により獲得いたしました経営資源について期待したシナジー効果が創出出来ない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても相応にあるものと認識しております。

事業・資本提携に当たっては、慎重に検討を行い、対象会社の財務内容や契約関係などについて、詳細なデューデリジェンスを行い、将来の損失を最大限回避するように努めております。

- t. 情報セキュリティについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：随時、影響度：大

顧客情報の漏洩や第三者からのサイバー攻撃などの情報セキュリティ事故により、当社の信用の失墜や損害賠償などが発生するリスクがあります。また、システム障害が発生して、業務の遅延や停止など業務に支障が出る可能性があります。

当社グループでは、情報セキュリティに関する規定を制定し、情報セキュリティ推進を担当する役員を中心としたセキュリティ委員会を組織し、情報セキュリティ体制を強化しております。社員に対しては、社内教育を継続的に実施し、情報が漏洩した際のリスクと個人情報の重要性の理解、事故発生時に取るべき対応の周知を図っております。重要な情報資産に対するアクセス権限などのシステム上の対策と、書類保管庫の施錠、オフィスの入退室管理などの物理的な対策の両面を進めております。

- u. 自然災害の発生によるリスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：随時、影響度：大

当社グループの事業拠点において大規模な自然災害が発生した場合には、当社グループの所有する設備に損害を受ける可能性があり一時的に事業停止に陥るリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は、翌期以降においても相応にあるものと認識しております。

起こりうる災害の種類や規模、想定されるリスク、当社グループへの影響と対策について、リスク管理・コンプライアンス委員会で定期的にモニタリングしております。災害などへの対応としてBCP（事業継続計画）を策定しております。

v. 生産拠点が限定されていることによる事業継続リスク（酒類清涼飲料事業）、発生可能性：高、発生時期：中長期、影響度：大

当社グループの酒類清涼飲料事業における収益源はビール類、RTD、清涼飲料（ビールテイスト飲料及びソフトドリンク）です。ビール類の生産は名護工場1か所で行っていることから、自然災害（地震、洪水、台風など）や事故（火災、爆発など）の発生が生産活動に大きな影響を与える可能性があり、生産設備の損壊や復旧の長期化のリスクがあります。また、これら災害により、サプライチェーンが中断された場合、原材料や製造設備の部品の供給に遅延が生じ、生産ラインの長期停止のリスクがあります。

RTD、清涼飲料の製造は、県内・県外の複数メーカーに生産を委託するなど、複数の生産拠点を確保し、地理的なリスク分散を図っています。原材料、製造設備部品の調達先については、地域の異なる複数の調達先を確保することで、災害による供給網の中断、遅延の長期化の防止を図っています。名護工場単一拠点におけるビール類の製造を含め、事業継続におけるリスク発生時の対応としてBCP（事業継続計画）を策定しております。

w. 財務・税務リスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：随時、影響度：小

LB0に端を発するタームローンに関するリスク、金利上昇により資金調達コストが増加するリスク、為替レートにより原材料の調達コストが上昇するリスク、税務当局との見解の相違などにより、追加で税負担が生じたり社会的信用が低下するリスクがあります。

タームローンの借入残高は、2026年3月現在で154億円であり、資本合計に占める割合は83.5%です。本借入に対して、利益維持条項（経常利益を2期連続で赤字にしないこと）や純資産維持条項が設定されております。これまでコベナンツに抵触したことはなく、返済も約定通りに行い借入金残高を減少させております。

資金調達コストの上昇リスクについては、借入条件の見直し、一部債務の繰上返済の検討等により、企業としての資金繰り能力に見合った資金調達を行っております。

為替リスクについては、原材料の供給先との間で、年間の調達価格を円建てで合意することにより、年間の為替変動リスク低減を図っております。

税務リスクについては、顧問税理士等の助言並びに専門書の購読、税制改正研修への参加等による知識の習得を継続的に実施することにより、税務リスクの軽減を図っております。

x. 減損リスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：中、発生時期：中長期、影響度：中

当社グループでは、減損会計を適用しております。将来、当社グループが保有する有形固定資産及び企業結合により取得したのれん等について、経営環境の著しい悪化等による収益性の低下や市場価格の下落等により、減損損失が発生するリスクがあります。

事業投資にあたっては、投資リスクについて慎重な検討を行っております。

y. コンプライアンスに関するリスクについて（酒類清涼飲料事業／観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：随時、影響度：大

従業員の不適切な飲酒や贈収賄など法令などに違反したり、社会の要請に反した行動が行われ、法令による処罰・訴訟の提起・社会的制裁を受け、お客様からの信頼を失うリスクがあります。

当社グループでは、コンプライアンス遵守のため法令、社内規程、当社が定める「ORION WAY」に則った行動規範を行うべく、コンプライアンス研修を実施し、従業員の法令違反や社会規範に反した行為などの発生可能性を低減するように努めております。また、リスク事案の早期発見につなげるべく内部通報窓口を内部及び外部に設置しており、コンプライアンス違反が発生した場合は、直ちに経営陣に報告され、適切な対応を行う体制を構築しております。

z . 新株予約権の行使による株式の希薄化に関するリスク（酒類清涼飲料事業 / 観光・ホテル事業）、発生可能性：高、発生時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、当社の取締役、執行役員及び従業員、並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、企業価値増大への意欲を高めるためのインセンティブとして、ストック・オプション制度を導入し、これらの者に新株予約権を付与しております。付与した新株予約権が行使された場合には発行済株式が希薄化し、当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当事業年度の末日（2026年3月31日）現在の新株予約権の付与数は、12,243個、その目的となる株式の種類と数は、当社の普通株式2,448,600株であり、当社の発行済株式総数42,253,200株を基準として全ての新株予約権が行使された場合でも希薄化率は5.80%にとどまり、希薄化の影響度は低いものと考えております。

aa . ライセンスビジネス・知的財産権についてのリスク（酒類清涼飲料事業 / 観光・ホテル事業）、発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小

当社グループのライセンスビジネスは、ブランドロゴなどの知的財産権に基づいて展開しています。当該事業を推進するに際し、当社グループではライセンスビジネスに関する専門部署を設置し、法務部門との協働により適切なライセンスの管理を行っております。また海外で事業を展開する際は、商標やロゴなどの知的財産に関する現地での使用可否の調査を行っております。これらの取り組みにも関わらず、第三者による商標権や著作権等の侵害、不正流用、模倣品の流通が発生した場合、訴訟や契約の解除等により当社グループのブランド価値の毀損、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

a. 財政状態の状況

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して6,786百万円減少し、44,089百万円となりました。主な要因は、配当金の支払等に伴う現金及び預金の減少2,697百万円、オリオンホテル那覇の資産売却等に伴う有形固定資産の減少3,992百万円になります。

負債は、前連結会計年度末と比較して6,302百万円減少し、25,605百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少2,986百万円、前期末自己株式取得に係る源泉所得税の支払等に伴う預り金の減少2,124百万円、資産除去債務の減少580百万円になります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して484百万円減少し、18,483百万円となりました。主な要因は、新株の発行（新株予約権の行使）による資本金及び資本剰余金の増加364百万円、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益による増加3,641百万円、配当金支払による減少4,489百万円になります。

b. 経営成績の状況

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における経営成績は、売上高（収益認識基準適用後。以下同様）は846百万円増加し、29,713百万円（前年同期比+2.9%）、営業利益は835百万円増加し、4,314百万円（前年同期比+24.0%）、経常利益は671百万円増加し、4,118百万円（前年同期比+19.5%）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、オリオンホテル那覇の譲渡に関連した特別利益を1,055百万円を計上したものの、前連結会計年度に売却した不動産売却益の剥落等により、3,659百万円減少し、3,641百万円（前年同期比 50.1%）となりました。

当社グループでは、酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業の2つの事業セグメントを展開しております。各事業セグメントの内容及び業績は以下のとおりです。

<酒類清涼飲料事業>

酒類清涼飲料事業においては、県内の圧倒的ポジション確立、県外の持続的な成長、海外エリアでの販売拡大に向け、商品開発と販売力強化を図ってきました。その結果、当連結会計年度における売上高は堅調な推移を見せ、1,193百万円増加し、売上高は23,921百万円（前年同期比+5.3%）となり、原材料高騰の価格転嫁や製造方法の見直しによる粗利率の改善、販売費及び一般管理費の抑制により、営業利益は433百万円増加し、3,634百万円（+13.5%）となりました。

<観光・ホテル事業>

当連結会計年度においては、ジャングリア沖縄開業に伴う沖縄県北部地域での宿泊需要が増加したことに加え、台湾や韓国、欧米等からのインバウンド流入が好調に推移しました。こうした中で、客室単価向上のためにレベニューマネジメントを強化し、ファミリー層をターゲットとした投資や、海外チャネルの強化によるインバウンドの取込みを積極的に実施しました。

その結果、当連結会計年度の9月末まで運営していたオリオンホテル那覇の損益剥落により、観光・ホテル事業の当連結会計年度における売上高は347百万円減少し、5,791百万円（前年同期比 5.7%）となりましたが、オリオンホテルモトプリゾート&スパでの販売費及び一般管理費削減等（人件費の最適化や客室運営の効率化等）により、営業利益は401百万円増加し、690百万円（前年同期比+139.2%）となりました。

c. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末より3,697百万円減少し、9,506百万円(前年同期比 28.0%)となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(a) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により使用した資金は、654百万円(前年同期は6,121百万円の獲得)となりました。

主な要因は、税金等調整前当期純利益5,098百万円、減価償却費1,537百万円、オリオンホテル那覇売却による固定資産売却益 845百万円、資産除去債務戻入益 208百万円、前期末自己株式取得に係る源泉所得税の支払に伴う預り金等の減少 2,140百万円、法人税等の支払 4,423百万円などによるものです。

(b) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により得た資金は、1,881百万円(前年同期比 80.9%)となりました。

主な要因は、オリオンホテル那覇の売却による収入4,264百万円、定期預金の預入による支出2,000百万円、有形固定資産の取得による支出 1,228百万円、定期預金の払戻による収入1,000百万円などによるものです。

(c) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は、4,924百万円(前年同期比 67.5%)となりました。

主な要因は、配当金の支払額 4,483百万円、長期借入金の返済による支出 705百万円、ストック・オプションの行使による株式の発行による収入364百万円などによるものです。

d. 生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
酒類清涼飲料事業	6,311	102.5
合計	6,311	102.5

(b) 受注実績

当社グループの酒類清涼飲料事業は、原則として見込生産を主体としていることから、記載を省略いたします。

当社グループの観光・ホテル事業は、該当事項はありませんので、記載を省略いたします。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
酒類清涼飲料事業	23,921	105.3
観光・ホテル事業	5,791	94.3
合計	29,713	102.9

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、10%未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

a. 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 a. 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(b) 経営成績

経営成績の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 b. 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金の状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 c. キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは、事業に必要な資金を手許資金で賄う方針であります。事業収益から得られる資金だけでなく、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資等を通して、安定的に開発に必要な資金調達の多様化を図っております。資金の流動性については、資産効率を考慮しながら、現金及び現金同等物において確保を図っております。資金需要としては、継続して企業価値を増加させるために、主に継続した技術開発や必要な運転資金となります。

c. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

(1) 業務提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
オリオンビール(株)	アサヒビール(株)	東京都墨田区	2003年5月	自動更新	沖縄県内での「アサヒスーパードライ」等の製造販売契約
オリオンビール(株)	アサヒビール(株)	東京都墨田区	2003年5月	自動更新	沖縄県内でのアサヒビール商品の販売契約
オリオンビール(株)	アサヒビール(株)	東京都墨田区	2020年7月	自動更新	沖縄県及び鹿児島県奄美大島群島を除く日本における「アサヒオリオン ザ・ドラフト」等の販売契約

(2) 金銭消費貸借契約

2025年2月20日付で、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結いたしました。

当該金銭消費貸借契約に関する内容は、以下のとおりであります。

内容			
区分	タームローンA	タームローンB	タームローンC
相手方の属性	都市銀行2行		
当該債務の期末残高	3,428百万円	8,000百万円	4,000百万円
契約締結日	2025年2月20日		
弁済期限	2032年2月29日		
当該債務に付された担保の内容	不動産(工場・ホテル)		
財務上の特約	<p>財務コベナント条項</p> <p>(1)利益維持 2025年3月期以降(2025年3月期を含む。)の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を、2期連続で赤字としないこと。</p> <p>(2)純資産維持 (a)2025年3月期の決算期末の借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の合計金額を、2024年3月期の決算期末の借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の合計金額から許容自己株式取得の取得金額を控除した金額の85%以上に維持する。 (b)2026年3月期以降(2026年3月期を含む。)の各決算期末の借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースでの純資産の部の合計金額の85%以上(当社普通株式の新規上場後は50%以上)に維持する。</p> <p>(3)会計基準の変更 借入人グループ会社の会計基準についてIFRSへの変更が行われる場合、借入人及び貸付人は、本項第(1)号及び第(2)号に従い達成すべき基準(数値)及び所定の計算方法に関し、当該各規定の趣旨を踏まえ従前と実質的に同等の効果とするために必要な修正等について、誠実に協議する。</p>		

6 【研究開発活動】

< 酒類清涼飲料事業 >

当社グループでは、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」を使命として、沖縄の県産素材にこだわった製品の開発を行っております。当社の研究開発はビール類とRTD（Ready to Drink：缶チューハイなどすぐに飲めるアルコール飲料）を主体にしており、近年ではワインやノンアルコールビールの開発にも注力しております。また、株式会社石川酒造場と共同で、泡盛や蒸留酒を活用したハードリカーや、もろみ酢を使用した健康飲料などの研究開発を実施しております。

研究開発体制は、当社の商品開発部ビール商品開発課及びRTD商品開発課が主体となり、株式会社石川酒造場の研究開発部とも連携して、スピードと効率性を持った研究開発体制をとっております。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は79百万円であります。

< 観光・ホテル事業 >

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の事業拡大のために行った設備投資の総額は1,297百万円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

酒類清涼飲料事業においては、名護工場での缶パレタイザー更新工事及び仕込粕設備脱水機更新工事、酒類・清涼飲料調合・殺菌設備等に674百万円の設備投資を実施しました。また、オリオンサポートセンター倉庫新設工事に75百万円の設備投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

観光・ホテル事業においては、ホテル事業のオリオンホテルモトブリゾート&スパのレストラン改装工事、従業員寮新築工事等を中心に245百万円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において、次の主要な設備を売却し、845百万円の固定資産売却益を計上しております。重要な設備の除却はありません。

会社名	事業所名	所在地	設備の内容	売却時期
オリオンビール株式会社	オリオンホテル那覇	沖縄県那覇市	ホテル建物、設備 土地	2025年5月

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (沖縄県豊見城市)	-	販売及び 事務設備	159	0	- (-)	39	199	107 (34)
工場 (沖縄県名護市)	酒類清涼飲料 事業	ビール 製造設備	3,579	2,465	1,341 (229,467) [152]	81	7,467	62 (37)
オリオンホテルモトブ リゾート&スパ (沖縄県国頭郡 本部町)	観光・ホテル 事業	ホテル 設備	6,132	74	1,351 (74,191) [8,163]	249	7,809	2 (-)
豊崎ライフスタイルセ ンターTOMITON (沖縄県豊見城市)	観光・ホテル 事業	賃貸不動産設 備	1,104	-	1,777 (29,409)	0	2,881	-

- (注) 1. オリオンホテル那覇は2025年5月に売却が完了しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定の合計額であります。
3. 建物及び土地の一部を賃借しております。なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
浦添倉庫 (沖縄県浦添市)	酒類清涼飲料事業	物流倉庫	119

5. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。)を()外数で記載しております。
6. 豊崎ライフスタイルセンターTOMITONは複合施設であり、各テナントに貸与されています。

(2) 国内子会社

該当ございません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	工場 (沖縄県名護市)	酒類清涼飲料事業	缶設備更新	4,677	-	自己資金	2025年12月	2027年10月	25%増加
	工場 (沖縄県名護市)	酒類清涼飲料事業	主原料搬入棟増設	400	-	自己資金	未定	2030年3月	(注)
	工場 (沖縄県名護市)	酒類清涼飲料事業	酒類及び清涼飲料調合・殺菌設備	352	-	自己資金	未定	2027年1月	(注)
	オリオンホテル モトブ (沖縄県国頭郡本部町)	観光・ホテル事業	従業員寮建設	1,080	-	自己資金	2026年4月	2027年9月	(注)
	オリオンホテル モトブ (沖縄県国頭郡本部町)	観光・ホテル事業	新棟新設	650	-	自己資金	未定	2029年3月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	42,253,200	42,467,400	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	42,253,200	42,467,400		

(注) 1 . 2025年9月25日をもって、当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場しております。

2 . 提出日現在発行数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（有償）

決議年月日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社執行役員等 8
新株予約権の数（個）	2,064 [1,454]（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 412,800 [290,800]（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250（注）2, 6
新株予約権の行使期間	自 2022年12月1日 至 2029年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 254（注）6 資本組入額 127（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2021年3月期又は2022年3月期のいずれかの期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,100百万円を超過した場合はこの限りでない。

行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、820円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、820円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部を無償にて取得することが出来る。

前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、820円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額 = 当社組織再編行為前出資金額 × 1 ÷ 割当比率

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編後新会社の条件に基づいて決定する。

6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき820円で有償発行している。

第3回新株予約権（有償）

決議年月日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員等 3
新株予約権の数（個）	896（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 179,200（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250（注）2, 6
新株予約権の行使期間	自 2022年12月1日 至 2031年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 252（注）6 資本組入額 126（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2023年3月期又は2024年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が2,300百万円を超過した場合はこの限りでない。

行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、502円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、502円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部を無償にて取得することが出来る。

前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定め

る日の到来をもって、502円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額 = 当社組織再編行為前出資金額 × 1 ÷ 割当比率

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編後新会社の条件に基づいて決定する。
6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき502円で有償発行している。

第4回新株予約権（有償）

決議年月日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員等 1
新株予約権の数（個）	1,184（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 216,800（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250（注）2, 6
新株予約権の行使期間	自 2022年12月1日 至 2032年9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 253（注）6 資本組入額 127（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2024年3月期又は2025年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が2,700百万円を超過した場合はこの限りでない。

行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、657円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、657円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部を無償にて取得することが出来る。

前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定め

- る日の到来をもって、657円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。
- 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- 交付する新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
- 再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- 新株予約権の行使に際して出資される金額
- 出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
- 組織再編行為後出資金額 = 当社組織再編行為前出資金額 × 1 ÷ 割当比率
- 新株予約権行使期間
- 行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 上記に定めるところと同様とする。
- 新株予約権の行使条件
- 新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。
- 新株予約権の取得事由及び条件
- 新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに基づいて定める。
- 新株予約権の譲渡制限等
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。
- その他の条件については、再編後新会社の条件に基づいて決定する。
6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき657円で有償発行している。

第5回新株予約権（有償）

決議年月日	2023年11月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社執行役員等 10
新株予約権の数（個）	1,340 [1,260]（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	160
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 268,000 [252,000]（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注）2, 6
新株予約権の行使期間	自 2023年12月11日 至 2033年11月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 605（注）6 資本組入額 303（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2025年3月期又は2026年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,100百万円を超過した場合はこの限りでない。

行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,031円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,031円又は新株予約権の時価の50%のいずれか高い金額で、取得することが出来る。

当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部を無償にて取得することが出来る。

- 前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,031円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。
- 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- 交付する新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
- 再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- 新株予約権の行使に際して出資される金額
- 出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
- 組織再編行為後出資金額 = 当社組織再編行為前出資金額 × 1 ÷ 割当比率
- 新株予約権行使期間
- 行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 上記に定めるところと同様とする。
- 新株予約権の行使条件
- 新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。
- 新株予約権の取得事由及び条件
- 新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに基づいて定める。
- 新株予約権の譲渡制限等
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。
- その他の条件については、再編後新会社の条件に基づいて決定する。
6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,031円で有償発行している。

第6回新株予約権（有償）

決議年月日	2024年6月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社執行役員等 7
新株予約権の数（個）	262（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式52,400（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	750（注）2, 6
新株予約権の行使期間	自 2024年7月22日 至 2034年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 757（注）6 資本組入額 379（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

3. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由（上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット）に該当する場合に限り権利行使ができる。

新株予約権者は、行使期間中において次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権を行使することが出来ない。但し、2026年3月期又は2027年3月期において、EBITDA（当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却費を加えたものをいう。）が4,500百万円を超過した場合はこの限りでない。

行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

行使価額を下回る価格を行使価額とする当社の新株予約権の発行等が行われた場合

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,549円又は新株予約権の時価の50%のいずれが高い金額で、取得することが出来る。

当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,549円又は新株予約権の時価の50%のいずれが高い金額で、取得することが出来る。

当社は、上記に定める事由が発生し、新株予約権者に発行された新株予約権の全部が権利行使出来なくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者に発行された新株予約権の全部を無償にて取得することが出来る。

前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、1,549円又は新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することが出来る。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」という。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」という。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
組織再編行為後出資金額 = 当社組織再編行為前出資金額 × 1 ÷ 割当比率

新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件
新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の譲渡制限等
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編後新会社の条件に基づいて決定する。
6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,549円で有償発行している。

新株予約権（無償）

	第1回	第2回	第3回
決議年月日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員等 41	当社従業員等 9	当社執行役員等 11
新株予約権の数(個)	2,419 [2,344] (注) 1	148 (注) 1	1,034 [884] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)			
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 483,800 [468,800] (注) 1, 6	普通株式 29,600 (注) 1, 6	普通株式 206,800 [176,800] (注) 1, 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250 (注) 2, 6	250 (注) 2, 6	250 (注) 2, 6
新株予約権の行使期間	自 2022年12月1日 至 2029年10月18日	自 2022年12月1日 至 2030年9月30日	自 2023年9月4日 至 2031年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5	(注) 5

	第4回	第5回	第6回
決議年月日	2022年10月19日	2023年11月17日	2024年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員等 17	当社取締役 2 当社執行役員等 14	当社取締役 1 当社執行役員等 8
新株予約権の数(個)	1,084 [1,031] (注) 1	1,215 [1,112] (注) 1	597 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	[80]	160	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 216,800 [206,200] (注) 1, 6	普通株式 243,000 [222,400] (注) 1, 6	普通株式 119,400 (注) 1, 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250 (注) 2, 6	600 (注) 2, 6	750 (注) 2, 6
新株予約権の行使期間	自 2024年9月17日 至 2032年9月16日	自 2025年11月18日 至 2033年11月17日	自 2026年6月18日 至 2034年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125 (注) 6	発行価格 600 (注) 6 資本組入額 300 (注) 6	発行価格 750 (注) 6 資本組入額 375 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5	(注) 5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

3. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が当社又は当社の関係会社(以下総称して「当社グループ」という。)において、()会社都合による退職をした場合、()定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、()当社グループの就業規則に基づき懲戒処分(懲戒解雇を除く。)を受けた場合、()新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、()新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は()新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することが出来る。

当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、()懲戒解雇された場合、()取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は()自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することが出来る。

前各号のほか、当社は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することが出来る。

4. 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権は、エグジット事由(上場エグジット・譲渡請求エグジット・譲渡参加エグジット)に該当する場合に限り権利行使ができる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりである。

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるとき(以下「組織再編行為」という。)は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社(以下、これらを「再編後新会社」という。)から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に

係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割契約若しくは分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額 = 当社組織再編行為前出資金額 × 1 ÷ 割当比率

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得事由及び条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編後新会社の条件に基づいて決定する。

6. 2024年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年9月13日付をもって普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年12月1日 (注) 1	271,963	991,963	-	360	-	-
2023年2月10日 (注) 2	730	992,693	18	378	18	18
2023年12月11日 (注) 3	719,875	272,818	-	378	-	18
2024年9月13日 (注) 4	54,290,782	54,563,600	-	378	-	18
2025年6月30日 (注) 3	13,750,200	40,813,400	-	378	-	18
2025年4月1日～ 2026年3月31日 (注) 5	1,439,800	42,253,200	182	560	182	200

(注) 1. オーシャン・ウェーブズ・ホールディングス株式会社との合併による増加であります。なお、普通株式271,963株を新たに発行して交付するものとし、所有するオーシャン・ウェーブズ・ホールディングス株式会社の普通株式1株につき、オリオンビール株式会社の普通株式1株を割り当てております。

2. 有償第三者割当増資(割当先 オリオンビール従業員持株会)による増加であります。

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

3. 自己株式の消却による減少であります。

4. 株式分割(1:200)によるものであります。

5. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

6. 2026年4月1日から2026年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が214,200株、資本金が33百万円及び資本準備金が33百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	27	36	734	52	126	42,519	43,494	-
所有株式数(単元)	0	65,919	10,041	113,229	13,493	4,169	215,157	422,008	52,400
所有株式数の割合(%)	0	15.62	2.38	26.83	3.20	0.99	50.98	100.00	-

(注) 1. オリオンビール従業員持株会505,500株は、「個人その他」の欄に5,055単元含まれております。

2. 自己株式39株は、「単元未満株式の状況」に39株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	4,172,900	9.87
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	4,125,200	9.76
近鉄グループホールディングス株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55	4,119,200	9.74
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	588,200	1.39
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	588,200	1.39
琉球海運株式会社	沖縄県那覇市西1丁目24-11	588,200	1.39
オリオンビール従業員持株会	沖縄県豊見城市字豊崎1-411	505,500	1.19
ドウガン パトリック ジョン	MACDONNELL ROAD, HONG KONG	380,200	0.89
株式会社プレミアムウォーターホールディングス	山梨県富士吉田市上吉田4597-1	366,900	0.86
株式会社日本カストディ銀行(年金特金口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	359,400	0.85
計		15,793,900	37.33

(注) 1. 前事業年度末において主要株主であった野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合およびCJP MC Holdings,L.P.は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

2. 2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キャピタル・インターナショナル・インク及びその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル、キャピタル・インターナショナル株式会社が、2025年9月30日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International Inc.)	アメリカ合衆国カリフォルニア州90071、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333	928,000	2.27
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル (Capital International Sarl)	スイス国、ジュネーヴ1201、プラス・デ・ベルグ3	599,400	1.47
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル	1,092,400	2.68
計	-	2,619,800	6.42

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,200,800	422,008	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 52,400	-	-
発行済株式総数	42,253,200	-	-
総株主の議決権	-	422,008	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が39株含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
オリオンビール株式会社	沖縄県豊見城市字豊 崎1番地411	39	-	39	0.00
計	-	39	-	39	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(2025年3月27日)での決議状況 (取得期間2025年3月27日~2025年3月31日)	13,750,200	11,000,160,000
当事業年度前における取得自己株式	13,750,200	11,000,160,000
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年5月14日)での決議状況 (取得期間2026年5月15日~2026年6月15日)	425,000	550,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	425,000	490,965,100
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	39	51,090
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	13,750,200	11,000	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社 分割に係る移転を行った取得自己 株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	39	-	425,039	-

3 【配当政策】

(基本方針と具体的な施策)

当社は、会社経営に対する基本方針であるORION WAYに基づき、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、剰余金の配当等を安定的かつ継続的に実施することを基本方針と定めております。具体的には、以下のとおり定めております。

年間配当に係る指標と目標水準として、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとした「配当性向50%」「DOE(株主資本配当率:配当総額÷株主資本)8.0%」とし、それぞれ計算された結果の高い金額を各期の配当金額とする。

配当は中間及び期末の年2回とする。

中間配当の金額は、親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額をベースに算出した年間配当金額の半分とする。

中間配当及び期末配当の決定機関は取締役会とする。

成長投資や財務健全性を勘案しつつ、自己株式取得を含めた追加的な株主還元を機動的に検討・実施する。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資資金として投入していくこととしております。

なお、当社は、剰余金の配当等については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって行える旨、及び中間配当することが出来る旨、定款に定めております。また自己株式の取得についても取締役会の決議によって行える旨、定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年8月8日 取締役会決議	816	20
2026年5月14日 取締役会決議	1,014	24

なお、前述のとおり、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとして「配当性向50%」「DOE(株主資本配当率)8.0%」を目標水準と定めていることから、一時的な利益計上等により、毎期の配当金額は一定とはならず、毎期に変動する可能性があります。2025年8月8日の取締役会では、2026年3月期における配当方針について、2026年3月期に発生した保有不動産の売却等に伴う特別利益を含む親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額を用いて配当金額を算出する旨、決議しております。

また、前述のとおり、中間配当の金額は、親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額をベースに算出した年間配当総額の半分とする方針です。このため、通期の親会社株主に帰属する当期純利益の予想金額が期中に変動・修正あるいは通期実績との間で乖離した場合は、期末の配当金額は中間配当金額と同額とならない可能性があります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下のように基本方針を定めております。

1. はじめに

オリオングループのミッションは、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」というものです。このミッションに向かうための道筋として、主なステークホルダーへの約束を定めたビジョン、当社グループの役職員が持つべき価値観を表すコアバリュー、そして毎日の業務で当社役職員が取るべき行動の指針や判断基準としてORION WAYを制定しております。（下図参照）

本コーポレートガバナンス基本方針は、オリオングループがミッションに向かって事業活動を進め、「沖縄とともに循環成長するビジネスモデル」を確立し、中長期的な企業価値の向上を実現させるため、コーポレートガバナンスに関する基本的な方針を定めたものです。

創業の地である沖縄には、地理的、歴史的な背景から、多様性を尊重する文化が形成されました。オリオングループは沖縄で培った多様性と共生の心を事業活動の基盤としています。あわせて、ブランド、品質・安全、人的資本、沖縄の自然資本、地域社会との信頼関係その他の重要な経営資源を当社グループの企業価値の源泉と認識し、その維持・強化に向けた方針を適切に審議・監督します。

<p>ミッション: 沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。</p>	
<p>ビジョン: 顧客「笑顔、Win-Win」、社員「働きやすさ、働きがい」、社会「環境、教育」、株主「成長性、持続性、透明性」</p>	
<p>コアバリュー: a. なにくそやるぞ b. 共存共栄 c. まくとぅーそーけーなんくるないさ(正しい事をすればなんとかなる) d. いちゃりばちよーでー(一度会えば兄弟) e. チャンプルー文化 f. 報恩感謝</p>	
<p>ORION WAY(行動指針):</p>	
<p>顧客</p>	<p>社員</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちは、全ての顧客の声に耳を傾けなければならない。 ・ 私たちは、全ての顧客に対し、謙虚で誠実かつ迅速な対応をしなければならない。 ・ 私たちは、高水準・高品質の商品やサービスを提供し、現状に満足することなく、全ての活動を向上させなければならない。 ・ 私たちは、ビジネスパートナーに適正な利益を得る機会を提供しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちは、全ての従業員の生命や尊厳を守るための安全かつ快適な労働環境を整備しなければならない。 ・ 私たちは、全ての従業員が心身ともに健やかで安心な生活を送れるようサポートしなければならない。 ・ 私たちは、全ての従業員が家族に対する責任を十分果たすことが出来るよう配慮しなければならない。 ・ 私たちは、お互いの個性や立場の違いを尊重しなければならない。 ・ 私たちは、有能な管理者を育て、任命し、管理者はその責任を全うしなければならない。 ・ 私たちは、公正な教育の機会を提供し、職務に対する公正な評価をしなければならない。
<p>社会</p>	<p>株主</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちは、地域社会とふれあい、地域の発展的かつ有益な活動に貢献しなければならない。 ・ 私たちは、地域の環境や文化的価値の保全に努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちは、発展に必要な投資を行わなければならない。 ・ 私たちは、透明性のある企業活動を行わなければならない。 ・ 私たちは、失敗を恐れずに新たな試みにチャレンジしなければならない。 ・ 私たちはあらゆる不測の事態に対応できるように備えなければならない。 ・ 私たちは、株主へ適切な配当をするために「オリオン・ウェイ」にある全てのことを実行しなければならない。

2. 基本的な考え方

(1) 目的と理念

当社は、「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」というミッションを掲げ、持続的な企業価値の向上と社会の持続的発展への貢献を目指します。この目的を達成するため、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を強化し、経営の透明性、公正性、効率性を高めるコーポレートガバナンス体制の充実に最重要課題と位置づけます。

ステークホルダーとの関係

当社は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会といった多様なステークホルダーの期待に応え、それぞれの利益を尊重するとともに、適切な協働を通じて企業価値の極大化を図ります。

3. 株主の権利・平等性の確保

(1) 株主の権利の尊重

当社は、株主の皆様の権利が適切に行使されるよう、株主総会を実質的な対話の場として運営し、議決権行使の機会を確保します。また、株主の皆様が権利が実質的に確保されるよう、必要な情報提供を行います。

(2) 株主の平等性の確保

当社は、全ての株主を平等に取り扱い、持株比率や属性にかかわらず、その権利が適切に行使されるよう配慮します。特に、少数株主や外国人株主の権利にも十分配慮し、不利益が生じないよう努めます。

(3) 資本政策の基本方針

当社の資本政策は、中長期的な企業価値向上を目的とし、健全な財務体質を維持しつつ、事業成長への投資と株主還元をバランス良く実施することを基本とします。

4. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(1) 従業員の尊重

当社は、従業員を重要な経営資源と位置づけ、多様性、人格、個性を尊重し、安全で健康的な職場環境を整備します。また、従業員の能力開発を支援し、公正で透明性の高い評価・処遇制度を運用することで、エンゲージメントの向上と働きがいの創出を図ります。

(2) お客様への責任

当社は、メーカーとして、お客様に最高の品質と安全性を備えた製品・サービスを提供することを最優先とします。お客様のニーズを深く理解し、革新的な技術とソリューションを通じて、社会課題の解決に貢献します。

(3) 取引先との信頼関係

当社は、取引先をパートナーと捉え、公正かつ透明な関係を構築します。サプライチェーン全体における人権尊重、環境配慮、コンプライアンスを徹底し、相互の発展を目指します。

(4) 地域社会・環境への貢献

当社は、良き企業市民として、事業活動を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、地球環境保全を経営の重要課題と認識し、環境負荷の低減、資源の有効活用等を通じて持続可能な社会（サステナビリティ）の実現に向けた取り組みを推進します。

5. 適切な情報開示と透明性の確保

(1) 情報開示の方針

当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに理解いただけるよう主体的な情報開示に取り組みます。金融商品取引法等の法令に基づく開示及び、東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報開示に加え、投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報を迅速かつ公平に行います。

(2) 開示情報の種類

財務情報にとどまらず、事業戦略、経営課題、リスク及びガバナンスに関する情報に加え、サステナビリティ情報を主体的に開示することで、ステークホルダーとの建設的な対話を促進します。

(3) 情報開示の方法

情報開示にあたっては、投資家にとって理解しやすいよう、ウェブサイトでの掲載、報道機関への発表、説明会の開催など、多様な手段を講じます。

6. 取締役会等の責務

(1) 取締役会の役割と構成

取締役会は、当社の持続的な成長と企業価値向上に向けた経営戦略を策定し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する責任を負います。あわせて、当社グループの企業価値の源泉であるブランド、品質・安全、人的資本、沖縄の自然資本、地域社会との信頼関係その他の重要な経営資源について、その維持・強化に向けた方針を審議し、適切に監督します。

取締役会の構成は、知識、経験、能力のバランス及び多様性（ジェンダー、国際性等を含む）を重視し、実効的な議論と意思決定ができるよう設計します。独立社外取締役は、取締役会の構成員の1/3以上を占めることとし、その独立性及び客観的な視点を通じて、経営の公正性を確保します。

(2) 独立社外取締役の機能強化

独立社外取締役は、経営陣への助言・監督を通じて、中長期的な企業価値向上に貢献します。

(3) 経営監督機能と業務執行機能の分離

取締役会は主として経営監督機能を担い、業務執行は代表取締役社長及び執行役員に委任することで、迅速かつ効率的な意思決定を可能とし、同時に経営監督の実効性を高めます。

(4) 指名委員会・報酬委員会の設置

当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置します。本委員会は、取締役及び執行役員の指名・報酬に関する客観的かつ透明性の高いプロセスを確保し、取締役会の監督機能を強化します。

(5) 取締役会評価とスキルマトリクス

取締役会の実効性について毎年評価・分析を行い、その結果を開示するとともに、継続的な改善に努めます。また、取締役会の構成の適切性を確保するため、各取締役が有するスキルや専門性を一覧化した「スキルマトリクス」を開示します。

7. 監査役会の役割

(1) 監査役会の独立性と役割

当社は、監査役会設置会社として、独立した立場の監査役が経営全般を監査する体制をとっています。監査役は、取締役の職務執行監査、会計監査人及び内部監査部門との連携を通じて、監査機能の実効性を確保し、経営の透明性・健全性の向上に貢献します。

(2) 取締役会等との連携

監査役は、取締役会、会計監査人、内部監査部門と密接に連携し、それぞれが持つ専門性を活かした監査体制を構築します。

8. 内部統制システム及びリスク管理体制

(1) 内部統制システムの構築・運用

当社は、業務の適正性及び効率性を確保するため、法令遵守、企業倫理、財務報告の信頼性、資産保全などを網羅した内部統制システムを構築し、適切に運用するとともに、定期的な見直しを行います。

(2) リスク管理体制の整備

当社は、経営に影響を及ぼす可能性のあるあらゆるリスク（法務、財務、情報セキュリティ、品質、環境、サプライチェーン、災害等）を網羅的に把握し、適切な評価、対応、監視を行うためのリスク管理体制を整備します。特にメーカーとして、製品の品質・安全に関するリスク管理を徹底します。

(3) コンプライアンスの徹底

法令、定款、社内規程、企業倫理、行動規範等を遵守することを企業活動の根幹とし、全役員・従業員への教育・啓発活動を継続的に行います。不正行為を早期に発見し対処するための内部通報制度を整備・運用し、通報者の保護を徹底します。

(4) 関連当事者取引

当社が取締役、執行役員及び主要株主等（関連当事者）との間で取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないように、取締役会は、あらかじめ取引内容の合理性や利益相反のおそれ等を検討し、承認の可否を判断します。

9. 株主との対話

(1) 建設的な対話の促進

当社は、株主の皆様との建設的な対話を積極的に行い、経営の透明性を高め、理解を深めていただくことを重視します。

(2) 対話の手段と体制

IR担当部署を設置し、決算説明会、個別ミーティング、IRウェブサイトの充実などを通じ、株主や投資家との対話機会を確保します。対話を通じて得られた意見や要望を取締役会へフィードバックし、経営戦略やガバナンス体制に反映させるよう努めます。

10. 役員報酬の決定方針

(1) 報酬決定の透明性

取締役及び執行役員の報酬は、中長期的な企業価値向上への貢献を促すインセンティブとして機能するように設計し、その決定プロセスは客観的かつ透明性のあるものとします。

(2) 報酬体系の構成

報酬体系は、固定報酬、短期業績連動報酬、中長期的な企業価値向上に連動する株式報酬等で構成することを基本とします。報酬水準は、同業他社や市場の動向、当社の業績規模などを総合的に勘案して決定します。

(3) 指名・報酬委員会の活用

指名・報酬委員会が、報酬制度の設計、個別の報酬水準の決定プロセスにおいて、独立した立場で審議し、取締役会へ答申します。

11. 本基本方針の見直し

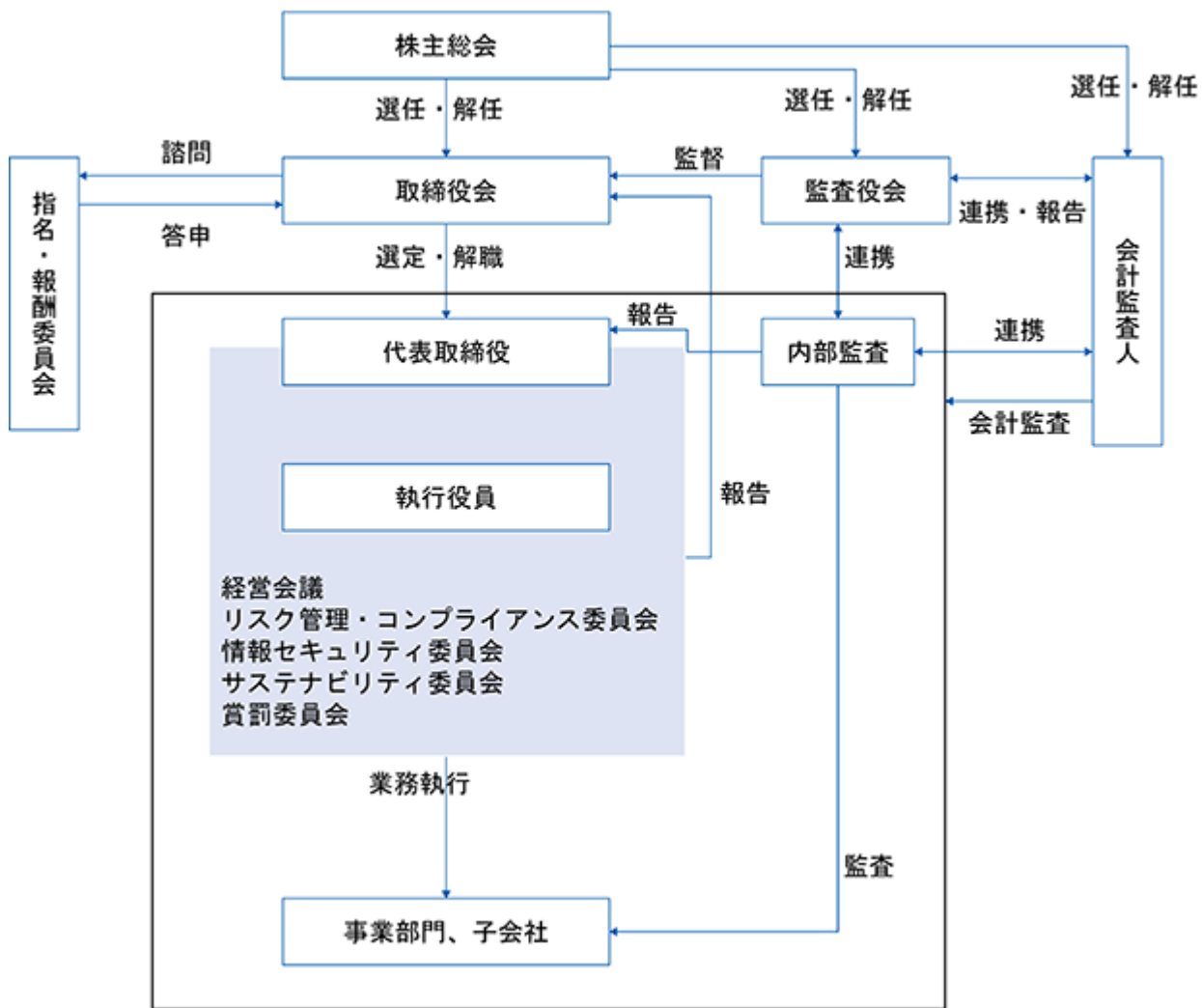
本基本方針は、コーポレートガバナンスを取り巻く環境の変化や、当社の事業環境、経営状況の変化に応じて、取締役会で定期的に見直しを行い、必要に応じて改定します。

b. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のためには、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制が適切と考え、2022年5月より、監査役会設置のための準備期間として監査役連絡会の運用を開始しました。2023年6月28日付の定時株主総会決議により監査役会を設置し、現在に至っております。なお、経営の監督の実効性を確保すべく取締役7名のうち6名、監査役3名は、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役、社外監査役としております。また、執行役員制度を導入することにより、経営の監督と業務執行の分離を図り、執行役員に権限委譲を行うことで、業務意思決定の効率化とスピードアップによる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図れると考えております。さらに、役員的人事及び報酬の妥当性及び透明性を確保することを目的に2019年6月19日開催の取締役会決議により指名・報酬委員会を設置し、運用をしております。

(コーポレート・ガバナンス体制)

2025年7月31日現在



a 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役6名）で構成されております。原則月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、法令や規程に定められた経営上の重要な意思決定や審議を行うとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行っております。

b 監査役会

監査役会は、3名（うち、社外監査役3名）で構成されております。監査役は取締役会に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、業務執行に関する十分な監視機能を果たすとともに、定期的に監査役会を開催し、取締役会の職務執行状況及び各取締役の業務執行について協議を行うほか、全取締役から担当業務報告を受けて意見具申を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と、必要に応じて相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率の向上を目指しております。

c リスク管理・コンプライアンス委員会

当社のリスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、執行役員を委員として構成されており、常勤監査役及びグループ会社代表取締役社長がオブザーブ参加しております。原則四半期に1回開催することとし、リスク管理の推進及びコンプライアンス体制の強化・推進に取り組んでおります。

d 任意の指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名や選任及び解任に関する株主総会議案、取締役候補者の選任基準等の内容について審議・検討を行い、取締役会に答申するほか、取締役の報酬等の決定方針の策定及び役員の報酬等について審議・検討を行い、取締役会に答申するものとしております。

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された4名の取締役をもって構成し、その半数以上は社外取締役でなければならないと指名・報酬委員会規程に定めており、現在の構成員は、社外取締役ズナイデン房子（委員長）、社外取締役池田史郎、社外取締役村山利栄（戸籍上の氏名 志賀利恵）、代表取締役社長村野一の4名であります。

e 内部監査室

当社は、合法性と合理性の観点から、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況についてモニタリングを行うべく、内部監査室（人員2名）を設置し、各部門及び関係会社の監査を実施しております。

内部監査室、監査役会、会計監査人は監査計画・監査結果等について相互に意見及び情報交換を行い、実効性のある監査を行っております。

内部監査室による監査結果は、代表取締役社長並びに取締役会、監査役会、経営会議に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

なお、取締役会には、内部監査計画にしたがって内部監査室長が出席し、報告を行うこととしております。

f 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されているとともに、会計上の課題について適時協議を行い、適切な会計処理に努めております。

最近事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、必要に応じて臨時的に開催しております。個々の取締役の活動状況については次のとおりであります。

区分	氏名	出席回数	出席率
代表取締役社長 兼 執行役員社長CEO	村野 一	23/23	100%
取締役副社長 兼 執行役員副社長CFO	亀田 浩（注）1	6/6	100%
取締役（非常勤）	呉 哲民（注）2	10/10	100%
取締役（非常勤）	成 政紀（注）3	13/13	100%
取締役（非常勤）	富岡 隆臣	20/23	87%
取締役（非常勤）	横澤 太一	22/23	96%
取締役（非常勤）	池田 史郎	22/23	96%

区分	氏名	出席回数	出席率
取締役（非常勤）	ズナイデン 房子	20/23	87%
取締役（非常勤）	荒川 正子（注）1	6/6	100%
取締役（非常勤）	村山 利栄（注）4	17/17	100%
常勤監査役	友寄 淳	23/23	100%
監査役（非常勤）	杉浦 秀徳	19/23	83%
監査役（非常勤）	新見 研吾	23/23	100%

注1 2025年6月27日開催の定時株主総会で退任

注2 2025年7月31日開催の臨時株主総会で退任

注3 2025年7月31日開催の臨時株主総会で就任

注4 2025年6月27日開催の定時株主総会で就任

指名・報酬委員会の活動状況

区分	氏名	出席回数	出席率
委員長	ズナイデン 房子（注）1	6 / 6	100%
委員	富岡 隆臣（注）2	5 / 6	83%
委員	村野 一	6 / 6	100%
委員	呉 哲民（注）3	3 / 3	100%
委員	成 政紀（注）4	3 / 3	100%
委員	池田 史郎	6 / 6	100%
委員	荒川 正子（注）5	3 / 3	100%
委員	村山 利栄（注）6	1 / 3	33%

注1 2025年10月より委員長

注2 2025年9月末まで委員長

注3 2025年7月31日退任

注4 2025年7月31日就任

注5 2025年6月27日退任

注6 2025年6月27日就任

リスク管理・コンプライアンス委員会の活動状況

区分	氏名	出席回数	出席率
委員長	村野 一	4/4	100%
委員	亀田 浩	4/4	100%
委員	矢沼 恵一 (注) 1	1/1	100%
委員	Patric Dougan	4/4	100%
委員	樽岡 誠	4/4	100%
委員	土谷 徳陸	4/4	100%
委員	成重 剛	4/4	100%
委員	湖東 彰彦	4/4	100%
委員	山本 憲一	4/4	100%
委員	平野 しのぶ	4/4	100%
委員	友寄 淳	4/4	100%

(注) 1. 矢沼氏は2025年6月27日退任

c. 企業統治に関するその他の事項

(1) 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を以下の通り定めております。

1 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループ共通の行動規範「ORION WAY」に則した行動を常にとり、「ORION WAY」を、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

当社グループの取締役及び使用人は、法令や社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合、直ちに報告する。報告先は、代表取締役、取締役、取締役会、監査役、監査役会、コンプライアンス通報・相談窓口(下記)とする。

当社の代表取締役を委員長とし、当社の執行役員及びグループ会社の代表取締役で構成するリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、当該事務は当社の法務・コンプライアンス部が担う。匿名可能なコンプライアンス通報・相談窓口を設け、内部通報を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを規定し、当社及びグループ会社の全役職員に周知する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びグループ会社の取締役の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用する法令及び社内規程に基づき適切に作成、保存、管理する。

株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など、取締役の職務執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう保存、管理する。

企業秘密については、秘密性の程度に応じて適切に管理する。

個人情報については、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。

当社の代表取締役を委員長とし、当社の執行役員及びグループ会社の代表取締役で構成する情報セキュリティ委員会を設置し、当該事務は当社のITソリューション部が担う。

3 当社及びグループ会社の損失の危機に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は、社内規程類に基づき、効果的かつ総合的なリスク管理を実施する。

取締役及び使用人は、業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、その影響も含めてリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定する。

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において十分な審議を行う。

取締役及び使用人は、当社事業に関する重大なリスクを認識したとき、又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに取締役会又はリスク管理・コンプライアンス委員会にその状況を報告する。

大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合、当社代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置する。

4 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程及び取締役会での決定に基づき、経営会議に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を行う。
取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
各取締役は、取締役会で定めた中期経営目標および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、取締役会に報告する。
各取締役は、取締役の職務執行状況について、適宜、取締役会に対して報告する。

5 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、グループ行動規範である「ORION WAY」及び社内規程等に基づき、グループ横断のリスク管理・コンプライアンス委員会、グループ経営会議等により、コンプライアンス体制を保持する。
当社の内部監査部門、財務経理部門、監査役、会計監査人は、必要に応じて当社及びグループ会社の往査を行う。
当社及びグループ会社のコンプライアンス相談通報窓口の担当者は、適時、相談件数や内容等の状況を取締役会及び監査役会へ報告する。
グループ会社に関する重要な事項は、社内規程に基づき、当社取締役会で審議もしくは決議する。

6 財務報告の適正を確保するための体制

財務報告に係る内部統制について基本方針を定め、監査部門等からの指摘事項及びその改善事項の進捗状況について、適時、代表取締役、取締役会、監査役会、経営会議等へ報告する。
当社及びグループ会社は、会計諸取引を正確かつ迅速に処理し、投資家に対して真実かつ公正な財務報告をタイムリーに提供する。
前項の方針を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために必要な水準の内部統制を整備、運用するとともに、決算日における有効性を毎期評価・報告する。

7 監査役を補助するための方針及び体制

監査役を補助させるために、監査役会付の使用人を配置することができる。
監査役会付の使用人を配置する場合、使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役会の同意を必要とする。
監査役の職務の執行について生ずる費用について、あらかじめ一定額の予算を確保する他、監査役からの請求に応じ緊急時の監査対応費用についても支出する。

8 当社の取締役及び使用人が監査役へ報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の重要な決裁書類を、監査役の閲覧に供する。
当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、内部統制システムに関する事項について当社の監査役に随時報告するものとし、当社の監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。その主な事項は以下のとおりとする。
a. 当社グループに重大な損害が発生するおそれのある事実を発見した場合、その事実。
b. 当社の監査役の同意を要する決定事項。
c. 当社グループの内部統制システムの整備状況及び運用状況。
当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役へ報告を行った者が、そのことを理由として不利な取り扱いを受けないことを定め、当社及びグループ会社に周知し、適切に運用する。

9 その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
監査役は、随時、財務経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
監査役は、内部監査部門から監査結果について報告を受け、討議を行う。
監査役は、必要に応じて、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 取締役会の実効性評価

当社は、監査役会設置会社として、取締役会がその役割・責務を実効的に果たし、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資する経営を実現するため、取締役会全体の実効性について分析及び評価を実施いたしました。当社は2025年9月に上場したことから、上場会社としてコーポレートガバナンス体制の一層の充実、及び取締役会の監督機能・意思決定機能の更なる向上を目的とし、今年度、初めて本評価を実施しました。本評価においては、取締役会の構成、運営、審議の内容、業務執行に対する監督機能の発揮状況、監査役による監査の実効性及び取締役会との連携、社外役員に対する支援体制等の観点から検証を行い、その結果を踏まえて今後の課題及び対応の方向性を確認いたしました。以下、その概要を記載いたします。

1 評価方法

当事業年度の取締役会実効性評価にあたっては、取締役及び監査役を対象に、取締役会の構成、議案設定、審議時間、資料の内容及び提供時期、重要案件に関する議論の深度、経営戦略・資本政策・リスク管理・サステナビリティに関する監督の状況、業務執行に対する監督機能の発揮状況、並びに監査役監査の実効性及び社外役員への情報提供体制等を評価項目とする自己評価を実施し、その結果を集計・分析いたしました。

2 評価結果の概要

評価の結果、当社の取締役会は、経営の基本方針、重要な業務執行の決定及び業務執行に対する監督という取締役会に期待される役割・責務を概ね適切に果たし、その実効性が確保されていることを確認いたしました。取締役会の構成については、知識・経験・専門性のバランスに配慮した体制のもと、社外取締役・監査役が有する多様な視点を含めた議論が行われており、自由闊達かつ建設的な意見交換がなされているとの評価が得られました。

また、重要案件に関する審議については、経営戦略、資本政策、内部統制、リスク管理等の観点から必要な議論が行われており、社外取締役による監督機能及び社外監査役を含む監査役による監査機能も概ね有効に発揮されていることを確認いたしました。加えて、監査役、内部監査部門及び会計監査人との連携、並びに社外役員に対する支援体制についても、概ね適切に運用されているものと評価しております。

一方で、初回評価において重点課題として認識した事項は、主として以下のとおりであります。

- ・上場会社として求められる中長期的な企業価値向上の観点から、成長戦略、資本政策及び主要事業の戦略に関する議論を更に充実させる必要があること。
- ・取締役会において戦略的な議論の時間を十分に確保する観点から、付議事項の整理、年間アジェンダの明確化及び審議時間の配分を一段と工夫する必要があること。
- ・指名・報酬委員会の機能強化を図り、長期的な企業価値向上に資するインセンティブ設計やサクセッションプランに関する議論の質・量を深める必要があること。
- ・社外取締役及び社外監査役がその知見を十分に発揮できるよう、重要議案に関する事前説明、資料の早期共有及び補足情報の提供を更に充実させる必要があること。
- ・事業拡大を見据え、内部統制、コンプライアンス及び重要リスク管理に関するモニタリングの枠組みを一層高度化する必要があること。

3. 今後の取り組み

当社は、本評価により把握した重点課題を踏まえ、取締役会の実効性の一層の向上を図ってまいります。具体的には、中長期的な企業価値向上への貢献を高めるため、「成長戦略」、「資本政策」及び「主要事業の戦略」に関する討議機会の拡充を図ってまいります。この実現に向け、取締役会における付議事項の整理と年間アジェンダの明確化を図り、戦略的議論に十分な時間を確保できるよう審議時間の配分を一段と工夫してまいります。また、指名・報酬委員会の機能強化を通じて、経営陣幹部と取締役のサクセッションプラン及び長期的な企業価値向上に資する報酬設計に関する議論を深化させてまいります。

さらに、社外取締役がその知見を最大限に発揮できるよう、重要議案に関する社外取締役及び監査役への事前説明、資料の早期共有、そして補足情報の提供を充実させることで、取締役会における監督機能と議論の質の更なる向上を目指します。加えて、事業拡大を見据えた内部統制、コンプライアンス、及び重要リスク管理に関するモニタリングの枠組みを一層強化してまいります。

今後は、今回の実効性評価を踏まえ、取締役会の機能発揮状況を継続的に検証するとともに、その検証結果を改善につなげることで、企業価値の向上に向けたより実効性の高いコーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e. 役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員等が、職務の執行に関連して法令上の責任を負った場合に備え、役員賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。本保険契約においては、当該役員等が負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等について、一定の免責金額及び保険金支払限度額の範囲内で補償が行われるものです。なお、保険料の全額は会社が負担しております。

f. 取締役の定数

取締役は10名まで、任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う旨、また取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

h. 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

j. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

k. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

a. 役員一覧

2026年6月18日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性8名 女性2名(役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	村野 一	1962年7月19日	1985年4月 ソニー株式会社 入社 海外営業本部 1991年4月 同社 ユーゴスラビア駐在員事務所 代表 1992年4月 ソニーヨーロッパ フランクフルト セールス&マーケティングマネジャー 1994年4月 ソニーハンガリー マネージングディ レクター 1998年3月 ソニーサウジアラビア駐在員事務所代 表 兼 モダン エレクトロニクス エス タブリッシュメント ゼネラルマネ ジャー 2001年8月 ソニー株式会社 本社グローバルマー ケティング シニアマーケティングス トラテジスト 2003年2月 ソニーメキシコ 社長 2007年10月 ソニー株式会社 リテール&マーケ ティングコミュニケーション部 部長 2009年10月 同社 グローバルセールス&マーケ ティングトランスフォーメーション部 門 部門長 2012年4月 同社 グローバルリテール&ウェブ部 門 部門長 2012年12月 リコーイメージング株式会社 チーフ セールス&マーケティングオフィサー 2014年4月 同社 常務 兼 チーフセールス&マー ケティングオフィサー 2015年3月 ディアゴスティニーニ・ジャパン マ ネージングディレクター 2015年6月 同社 代表取締役社長 2016年1月 同社 代表取締役社長 兼 アジア統括 シック・ジャパン株式会社 代表取締 役社長 2018年10月 2021年12月 当社 代表取締役社長兼 執行役員社長CEO（現任） 2022年6月 株式会社ジャパンエンターテイメント 社外取締役（現任）	(注) 3	38,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	成 政紀	1988年4月5日	2011年4月 野村證券株式会社 入社 2018年10月 野村キャピタル・パートナーズ株式会 社 入社（現任） 2019年6月 当社 監査役 2023年4月 ファーマーズホールディングス株式会 社 社外取締役 2024年12月 株式会社タップ 社外取締役（現任） 2025年7月 当社 社外取締役（現任）	(注)3	0
取締役	池田 史郎	1956年11月25日	1980年4月 アサヒビール株式会社 入社 2000年9月 同社 お客様生活文化研究所所長 2006年4月 同社 マーケティング本部商品開発第 一部長 2009年3月 同社 執行役員 マーケティング本部長 2010年3月 同社 取締役 2012年3月 アサヒグループホールディングス株式 会社 取締役 国内飲料担当・CSR担当 2012年3月 アサヒ飲料株式会社 取締役 株式会社エルピー 取締役 2012年8月 アサヒグループホールディングス株式 会社 取締役海外事業担当 2014年4月 同社 常務取締役 兼 執行役員 2014年4月 インドフードアサヒ飲料株式会社 (ジャカルタ) 取締役 2016年4月 アサヒグループホールディングス株式 会社 専務執行役員 兼 インドネシア 代表 2018年4月 中央アド新社取締役会長 2019年4月 野村キャピタル・パートナーズ株式会 社 シニア・アドバイザー 2019年6月 当社 社外取締役（現任） 2020年3月 東京理科大学 大学院 経営学研究科 技術経営専攻（MOT） 非常勤講師	(注)3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	富岡 隆臣	1961年10月23日	1985年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 1998年5月 GEキャピタル・ジャパン 入社 2000年4月 GEエクイティ・ジャパン日本代表 2003年12月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 入社 2005年1月 AZエレクトロニックマテリアルズ株式 会社 社外取締役 2005年10月 シオノギクオリカプス株式会社（現 クオリカプス株式会社）社外取締役 2007年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージング ディレクター（現任） 2008年1月 同社 パートナー（現任） 2009年4月 株式会社モンクレールジャパン 社外 取締役 2012年4月 株式会社日本医療事務センター（現 株式会社ソラスト）社外取締役 2014年5月 株式会社おやつカンパニー 社外取締 役 2014年8月 三生医薬株式会社 社外取締役 2016年7月 九州ジージーシー株式会社（現 名水 美人ファクトリー株式会社）社外取 締役 2019年5月 当社 社外取締役（現任） 2020年1月 カーライル・ジャパン・エルエル シー 日本副代表 2021年3月 リガク・ホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2021年9月 A01 TYO Holdings 株式会社（現 KANAMEL株式会社）社外取締役 2023年6月 岩崎電気株式会社 社外取締役（現 任） 2023年6月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本共同代表（現任） 2024年9月 日本KFCホールディングス株式会社 社 外取締役（現任）	(注) 3	0
取締役	横澤 太一	1969年3月8日	1992年4月 アサヒビール株式会社 入社 2005年1月 同社 広域営業本部 広域営業部 GMSグ ループ 担当部長 2006年9月 同社 マーケティング本部 宣伝部 メ ディアグループ 担当部長 2014年9月 同社 マーケティング本部 デジタル マーケティング部長 2023年3月 同社 執行役員 企画・支援本部長 兼 経営企画部長 2023年3月 当社 社外取締役（現任） 2025年3月 アサヒビール株式会社常務執行役員 企画・支援本部長（現任）	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	ズナイデン 房子	1964年9月9日	1987年4月 株式会社資生堂 入社 1992年5月 株式会社ノエビア 入社 1995年4月 日本リーバ株式会社（現 ユニリーバ・ジャパン株式会社）入社 2001年10月 同社 アジア地区 ブランド ディレクター 2002年7月 パルファンクリスチャンディオール株式会社 入社 2003年11月 日本ロレアル株式会社 入社 2004年4月 同社 ランコム事業部 事業部長 2006年1月 エイボン・プロダクツ株式会社（現 エフエムジー&ミッション株式会社）入社 2006年3月 同社 取締役コマーシャルマーケティング本部長 2007年4月 株式会社資生堂 入社 2012年4月 同社 国内化粧品事業部ブランド企画部長 2013年10月 同社 国内化粧品事業部マーケティング部長 2014年6月 日清食品株式会社 入社 取締役 兼 マーケティング部長 2015年4月 日清食品ホールディングス株式会社 経営戦略部グローバルブランド戦略室長 兼 ダイバーシティ推進委員長 2016年4月 同社 執行役員 チーフマーケティングオフィサー 兼 ダイバーシティ推進委員長 2018年10月 日本マクドナルド株式会社 入社 上席執行役員 チーフマーケティングオフィサー 2021年12月 当社 社外取締役（現任） 2022年3月 日本マクドナルド株式会社 取締役上席執行役員 兼 CMO（現任） 2022年3月 同社 取締役執行役員CMO（現任） 2023年3月 日本マクドナルドホールディングス株式会社 取締役（現任）	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	村山 利栄	1960年5月1日	1981年4月 安田信託銀行 入行 1988年11月 CSファーストボストン証券会社 入社 1993年3月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 2001年11月 同社マネージングディレクター 2014年4月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事 2016年6月 株式会社レノバ 社外取締役 2017年6月 株式会社カチタス 社外取締役 2019年6月 株式会社新生銀行 社外取締役 2020年6月 前田建設工業株式会社社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社ライスカレージーフード(株式会社MUSCAT GROUPに商号変更)社外取締役(現任) 2021年8月 theAstate株式会社 代表取締役 2021年10月 インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2024年2月 学校法人山野学苑理事(現任) 2024年6月 株式会社True Data社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年4月 国立健康危機管理研究機構理事(現任) 2025年6月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	0
常勤監査役	友寄 淳	1956年12月4日	1975年4月 株式会社沖縄相互銀行(現:株式会社沖縄海邦銀行) 入行 2004年4月 同行 石川支店長 2011年6月 同行 営業企画部長 兼 リテール企画部長 2011年8月 同行 業務執行役員 営業企画部長 兼 リテール企画部長 2013年6月 同行 取締役 事務統括部長 2014年6月 同行 取締役 事務統括部長 2015年6月 同行 常勤監査役就任 2016年6月 当社 常勤社外監査役(現任) 2019年6月 オリオン嵐山ゴルフ倶楽部株式会社(オリオン嵐山株式会社に商号変更)社外監査役 2022年3月 株式会社石川酒造場 社外監査役(現任) 2023年6月 株式会社ホテルロイヤルオリオン 社外監査役 2023年6月 株式会社ホテルオリオンモトブ(オリオンホテル株式会社に商号変更)社外監査役(現任)	(注)4	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	杉浦 秀徳	1961年 3月20日	1984年 4月 日本長期信用銀行 入行 1998年 7月 UBS信託銀行 入行 2000年 7月 興銀証券株式会社(現みずほ証券株式 会社) 入社 2005年 4月 同社 経営調査部上級研究員 2005年 4月 京都大学経営管理大学院非常勤講師 2007年10月 一橋大学商学研究科非常勤講師 2008年 4月 京都大学経営管理大学院特別教授 2018年 6月 太陽ホールディングス株式会社 社外 監査役、現社外取締役(常勤監査等委 員)(現任) 2019年 4月 太陽ファルマテック株式会社 社外監 査役(現任) 2023年 4月 一般社団法人杏の杜財団監事(現任) 2023年11月 当社 社外監査役(現任)	(注) 4	0
監査役	新見 研吾	1976年 6月 8日	2003年10月 弁護士登録(東京弁護士会・巻之内法 律事務所勤務) 2006年 1月 沖縄弁護士会へ登録替え 2007年 1月 与世田・新見総合法律事務所(パート ナー弁護士) 2013年10月 ニューヨーク州司法試験合格 2014年 4月 ニューヨーク州弁護士登録 2014年 4月 新見総合法律事務所開設 2019年 3月 沖縄県情報公開審査会委員 2024年 1月 当社 社外監査役(現任) 2024年 7月 オリオンホテル株式会社 社外監査役 (現任)	(注) 4	0
計					38,400

- (注) 1. 取締役成政紀、取締役池田史郎、取締役富岡隆臣、取締役横澤太一、取締役ズナイデン房子、取締役村山利栄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役友寄淳、監査役杉浦秀徳、監査役新見研吾は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2025年7月31日から選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年7月31日から選任後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は社外取締役、社外監査役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。

2026年6月22日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定であります。

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
代表取締役 社長	村野 一	1962年7月19日	1985年4月	ソニー株式会社 入社 海外営業本部	(注) 3	38,400
			1991年4月	同社 ユーゴスラビア駐在員事務所 代表		
			1992年4月	ソニーヨーロッパ フランクフルト セールス&マーケティングマネジャー		
			1994年4月	ソニーハンガリー マネージングディ レクター		
			1998年3月	ソニーサウジアラビア駐在員事務所代 表 兼 モダン エレクトロニクス エス タブリッシュメント ゼネラルマネ ジャー		
			2001年8月	ソニー株式会社 本社グローバルマー ケティング シニアマーケティングス トラテジスト		
			2003年2月	ソニーメキシコ 社長		
			2007年10月	ソニー株式会社 リテール&マーケ ティングコミュニケーション部 部長		
			2009年10月	同社 グローバルセールス&マーケ ティングトランスフォーメーション部 門 部門長		
			2012年4月	同社 グローバルリテール&ウェブ部 門 部門長		
			2012年12月	リコーイメージング株式会社 チーフ セールス&マーケティングオフィサー		
			2014年4月	同社 常務 兼 チーフセールス&マー ケティングオフィサー		
			2015年3月	ディアゴスティーニ・ジャパン マ ネージングディレクター		
			2015年6月	同社 代表取締役社長		
			2016年1月	同社 代表取締役社長 兼 アジア統括		
2018年10月	シック・ジャパン株式会社 代表取締 役社長					
2021年12月	当社 代表取締役社長兼 執行役員社長CEO(現任)					
2022年6月	株式会社ジャパンエンターテイメント 社外取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	池田 史郎	1956年11月25日	1980年4月 アサヒビール株式会社 入社 2000年9月 同社 お客様生活文化研究所所長 2006年4月 同社 マーケティング本部商品開発第一部長 2009年3月 同社 執行役員 マーケティング本部長 2010年3月 同社 取締役 2012年3月 アサヒグループホールディングス株式会社 取締役 国内飲料担当・CSR担当 2012年3月 アサヒ飲料株式会社 取締役 株式会社エルビー 取締役 2012年8月 アサヒグループホールディングス株式会社 取締役海外事業担当 2014年4月 同社 常務取締役 兼 執行役員 2014年4月 インドフードアサヒ飲料株式会社 (ジャカルタ) 取締役 2016年4月 アサヒグループホールディングス株式会社 専務執行役員 兼 インドネシア 代表 2018年4月 中央アド新社取締役会長 2019年4月 野村キャピタル・パートナーズ株式会 社 シニア・アドバイザー 2019年6月 当社 社外取締役(現任) 2020年3月 東京理科大学 大学院 経営学研究科 技術経営専攻(MOT) 非常勤講師	(注)3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	ズナイデン 房子	1964年9月9日	1987年4月 株式会社資生堂 入社 1992年5月 株式会社ノエビア 入社 1995年4月 日本リーバ株式会社(現 ユニリーバ・ジャパン株式会社) 入社 2001年10月 同社 アジア地区 ブランド ディレクター 2002年7月 パルファンクリスチャンディオール株式会社 入社 2003年11月 日本ロレアル株式会社 入社 2004年4月 同社 ランコム事業部 事業部長 2006年1月 エイボン・プロダクツ株式会社(現 エフエムジー&ミッション株式会社) 入社 2006年3月 同社 取締役コマーシャルマーケティング本部長 2007年4月 株式会社資生堂 入社 2012年4月 同社 国内化粧品事業部ブランド企画部長 2013年10月 同社 国内化粧品事業部マーケティング部長 2014年6月 日清食品株式会社 入社 取締役 兼 マーケティング部長 2015年4月 日清食品ホールディングス株式会社 経営戦略部グローバルブランド戦略室長 兼 ダイバーシティ推進委員長 2016年4月 同社 執行役員 チーフマーケティングオフィサー 兼 ダイバーシティ推進委員長 2018年10月 日本マクドナルド株式会社 入社 上席執行役員 チーフマーケティングオフィサー 2021年12月 当社 社外取締役(現任) 2022年3月 日本マクドナルド株式会社 取締役上席執行役員 兼 CMO(現任) 2022年3月 同社 取締役執行役員CMO(現任) 2023年3月 日本マクドナルドホールディングス株式会社 取締役(現任)	(注)3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	村山 利栄	1960年5月1日	1981年4月 安田信託銀行 入行 1988年11月 CSファーストボストン証券会社 入社 1993年3月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 2001年11月 同社 マネージングディレクター 2014年4月 国立研究開発法人国立国際医療研究セ ンター理事 2016年6月 株式会社レノバ 社外取締役 2017年6月 株式会社カチタス 社外取締役 2019年6月 株式会社新生銀行 社外取締役 2020年6月 前田建設工業株式会社社外取締役(現 任) 2021年6月 株式会社ライスカレージーフード(株 式会社MUSCAT GROUPに商号変更) 社 外取締役(現任) 2021年8月 theAstate株式会社 代表取締役 2021年10月 インフロニア・ホールディングス株式 会社 社外取締役(現任) 2024年2月 学校法人山野学苑理事(現任) 2024年6月 株式会社True Data社外取締役(監査 等委員)(現任) 2025年4月 国立健康危機管理研究機構 理事(現 任) 2025年6月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	0
取締役	兼松 康	1968年2月23日	1992年4月 アサヒビール株式会社 入社(九州支 社 熊本支店) 1999年10月 アサヒビール労働組合 専従・休職出 向 2005年10月 アサヒビール株式会社 営業戦略部 2008年9月 同社 ビール戦略部 2010年9月 同社 マーケティング企画部 2013年9月 同社 経営企画部 2014年9月 同社 人事戦略室長 2017年4月 同社 熊本支社長 2019年4月 同社 理事 北海道統括本部 営業企画 部長 2020年9月 同社 理事 流通部長 2024年4月 同社 執行役員 営業戦略部長(現任) 2026年6月 当社 社外取締役(予定)	(注)3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	中之坊健介	1963年5月11日	1987年4月 近畿日本鉄道株式会社入社 2009年11月 同社ターミナル開発事業本部企画調整部部長 2013年6月 同社あべのハルカス事業本部事業部長 2015年4月 近鉄不動産株式会社アセット事業本部ハルカス運営部長 2016年6月 近鉄不動産株式会社執行役員 2018年6月 同社取締役 2021年6月 同社常務取締役 2022年6月 同社専務取締役 2023年4月 KNT-CTホールディングス株式会社常務執行役員 2022年6月 KNT-CTホールディングス株式会社代表取締役専務(現任) 2026年6月 当社 社外取締役(予定)	(注)3	0
常勤監査役	杉浦 秀徳	1961年3月20日	1984年4月 日本長期信用銀行 入行 1998年7月 UBS信託銀行 入行 2000年7月 興銀証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 2005年4月 同社 経営調査部上級研究員 2005年4月 京都大学経営管理大学院非常勤講師 2007年10月 一橋大学商学研究科非常勤講師 2008年4月 京都大学経営管理大学院特別教授 2018年6月 太陽ホールディングス株式会社 社外監査役、現社外取締役(常勤監査等委員) 2019年4月 太陽ファルマテック株式会社 社外監査役 2023年4月 一般社団法人杏の杜財団監事(現任) 2023年11月 当社 社外監査役 2026年6月 当社 常勤社外監査役(予定) 2026年6月 オリオンホテル株式会社 社外監査役(予定) 2026年6月 株式会社石川酒造場 社外監査役(予定)	(注)4	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	友寄 淳	1956年12月4日	1975年4月 株式会社沖縄相互銀行（現：株式会社 沖縄海邦銀行） 入行 2004年4月 同行 石川支店長 2011年6月 同行 営業企画部長 兼 リテール企画 部長 2011年8月 同行 業務執行役員 営業企画部長 兼 リテール企画部長 2013年6月 同行 取締役 事務統括部長 2014年6月 同行 取締役 事務統括部長 2015年6月 同行 常勤監査役就任 2016年6月 当社 常勤社外監査役 2019年6月 オリオン嵐山ゴルフ倶楽部株式会社 （オリオン嵐山株式会社に商号変更） 社外監査役 2022年3月 株式会社石川酒造場 社外監査役 2023年6月 株式会社ホテルロイヤルオリオン 社 外監査役 2023年6月 株式会社ホテルオリオンモトブ（オリ オンホテル株式会社に商号変更） 社 外監査役 2026年6月 当社 非常勤社外監査役（予定）	(注) 4	0
監査役	新見 研吾	1976年6月8日	2003年10月 弁護士登録（東京弁護士会・巻之内法 律事務所勤務） 2006年1月 沖縄弁護士会へ登録替え 2007年1月 与世田・新見総合法律事務所（パート ナー弁護士） 2013年10月 ニューヨーク州司法試験合格 2014年4月 ニューヨーク州弁護士登録 2014年4月 新見総合法律事務所開設 2019年3月 沖縄県情報公開審査会委員 2024年1月 当社 社外監査役（現任） 2024年7月 オリオンホテル株式会社 社外監査役 （現任）	(注) 4	0
計					38,400

- (注) 1. 取締役池田史郎、取締役ズナイデン房子、取締役村山利栄、取締役兼松康、取締役中之坊健介は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役杉浦秀徳、監査役友寄淳、監査役新見研吾は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2026年6月22日から選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年7月31日から選任後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は社外取締役、社外監査役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。

b. 社外役員の状況

社外取締役池田史郎氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。池田氏は、酒類業界で長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、酒類清涼飲料事業及び経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役ズナイデン房子氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。ズナイデン氏は、FMCG業界のマーケティング分野で豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社グループのマーケティング戦略、酒類清涼飲料事業における県外ビジネス拡大戦略、酒類清涼飲料事業及び観光・ホテル事業において重要な女性視点での消費者行動のインサイト、経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役村山利栄氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。村山氏は、証券アナリスト及び投資銀行バンカーとして金融/資本市場業務に携わってきた経験、また、総合規制改革会議委員、経団連、国交省等の政府委員を歴任してきた経験、ベンチャー企業の創業社長としての経験を経て、株式会社ライスカレー（株式会社MUSCAT GROUPに商号変更）社外取締役、インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役、学校法人山野学苑監事などにおける長年の実務経験及び経営経験から、当グループの経営全般に関して、女性視点での助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役兼松康氏は、業務提携を行っているアサヒビール株式会社の役職員です。長年にわたり営業、マーケティング、経営企画、人事を歴任するなど、広範かつ深い企業経営の知見を有しています。兼松氏は、市場競争力強化と持続的成長に不可欠なマーケティング戦略、営業体制の強化や組織開発への助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外取締役中之坊健介氏は、業務提携を行っている近鉄グループホールディングス株式会社の役職員です。ホテル事業、不動産事業での多様な経営経験を有し、大規模複合施設の開発・運営実績を有しています。中之坊氏は、観光・ホテル事業の競争力強化、新たな価値創造、持続的な成長戦略に対し、的確かつ有益な助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外監査役杉浦秀徳氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。杉浦氏は、金融に関する幅広い知見を有し、研究者としての執筆実績も豊富であり、また、上場企業の社外監査役の経験も有しております。当社グループの経営全般及びガバナンスにおいて、客観的・専門的な助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外監査役友寄淳氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。友寄氏は金融に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているため、経営全般に対する助言を行い得る人物であるため、選任いたしました。

社外監査役新見研吾氏と当社は、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。新見氏は、沖縄在住の弁護士で、企業法務分野や海外取引分野に関して豊富な経験を有しており、特に当社グループのコーポレート・ガバナンスに関して、助言を行い得る人物であるため選任いたしました。

当社は、社外役員を選任するのにあたり、独立性に関する基準または方針等を定めておりませんが、経営の意思決定に必要な豊富な経験を有しているか、または法務・会計等の専門的な見識及び経験を有していることを社外役員の選任基準としております。

なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしている社外取締役池田史郎、社外取締役ズナイデン房子、社外取締役村山利栄、社外(常勤)監査役友寄淳、社外監査役杉浦秀徳及び社外監査役新見研吾を独立役員として指定しております。

c. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。社外監査役は、常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を有しております。また、監査役会を通じて、会計監査人、内部監査と緊密な連携をとり、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

a. 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、每期策定する監査計画に準拠し、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査する他、定期的に業務執行取締役との意見交換及び内部監査責任者との情報交換を実施することで、業務執行取締役の職務執行を不足なく監査出来る体制を確保しております。

なお、常勤監査役である友寄淳は、株式会社沖縄海邦銀行に長年勤務し、相当程度の財務及び会計の知識を有しており、その後長年にわたり当社の常勤監査役を務め、当社グループに関する豊富な監査経験と幅広い知見を有しております。社外監査役の杉浦秀徳は、日本長期信用銀行その他の金融機関に長年勤務し、相当程度の財務及び会計の知識を有しており、また、当社グループ外の上場企業の監査役を務め、上場企業のガバナンスに関する豊富な知見を有しております。社外監査役の新見研吾は、弁護士としての企業法務に関する専門知識及び幅広いビジネスに関する知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を原則として月1回、必要に応じて臨時で開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
友寄 淳	16	16
杉浦 秀徳	16	16
新見 研吾	16	16

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、各監査役の監査実施状況、会計監査人監査の相当性判断、会計監査人の評価等であります。

また、常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、取締役会への出席の他、その他の重要な会議及び打ち合わせへの出席、子会社への訪問調査、内部監査からの聴取等を実施し、取締役等の職務の執行を監査しております。

b. 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室長を責任者とし、2名の専任者とともに内部監査を実施しております。内部監査は全部署に対して実施しており、当社が定める「内部監査規程」に基づき、業務活動及び諸制度の運用状況の実態を調査し、監査終了後、監査報告書を作成し代表取締役社長に提出し、必要に応じて取締役会、経営会議、監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う体制となっております。

また、監査役及び監査法人と緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

c. 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

7年間

(c) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 佐々木 浩一郎

指定有限責任社員 業務執行社員 前野 信哉

(d) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名

その他 11名

(e) 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針及び理由について、監査役会は、当社の事業内容に対応して有効かつ効率的な監査業務を実施することが出来る規模と世界的なネットワークを持つこと、品質管理に問題ないこと、独立性を有すること、必要な専門性を有すること、監査の内容・水準が適切であること、監査実績等を総合的に判断して選定しております。

また、監査役会は会計監査人がその適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、事業年度を通してEY新日本有限責任監査法人と連携を図り、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、監査報酬等の適切性、経営者や内部監査室その他執行部門等とのコミュニケーションの有効性、不正リスクへの対応、当事業年度の会計監査実施の有効性及び効率性等の監査実施状況を把握し、また、経理部門等からの会計事項に関する報告を受け、会計監査人の評価を行っております。

d. 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	38		50	3
連結子会社				
計	38		50	3

(注) 当連結会計年度における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針といたしましては、監査計画における監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の報酬見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、

- ・常勤取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬（金銭：月額）」及び「業績連動報酬（金銭：賞与）」で構成します。
- ・非常勤取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬（金銭：月額）」で構成します。

イ. 基本報酬（金銭）の内容及び額又は数の決定に関する方針（時期・条件を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬および賞与である業績連動報酬（いずれも金銭）とし、その額については、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、その後取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。

a. 基本報酬

固定報酬（金銭：月額）（常勤・非常勤共通）

- ・役位・職責に応じた金銭による月額の基本報酬。
- ・業績連動報酬（金銭：賞与）（常勤のみ）
- ・短期インセンティブ報酬として、1事業年度の業績等に基づき固定報酬を基準に40%～80%の間で上下変動する報酬。
- ・報酬は、当該事業年度の会社業績等確定後に支給。
- ・業績指標は、全社的な成長性と収益性のバランスを重視しているため、「連結売上高」および「連結営業利益」を採用。

ウ. 固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・基本報酬のうち、固定報酬（金銭：月額）対業績連動報酬（金銭：賞与）の割合は、基準額で概ね7対3～8対2とします。
- ・非常勤取締役には、業績連動報酬（金銭）は支給しません。

上記に加え、当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）の報酬制度の見直しを行い、新たに連結営業利益に対する数値目標の達成度に連動した譲渡制限付株式報酬制度（以下「追加制度」といいます。）の導入を決議し、追加制度に関する議案を2026年6月22日開催予定の第69期定時株主総会に付議することといたしました。

エ. 追加制度の導入の目的及び条件

導入の目的

追加制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入される制度です。

導入の条件

追加制度は、対象取締役等に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を報酬として支給するものであるため、追加制度の導入は、株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第57回定時株主総会において一事業年度あたり165百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいております。上記金銭報酬枠とは別枠にて対象取締役等に対して追加制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主様にご承認をお願いする予定です。

追加制度の概要

- ・対象取締役等の役位に応じて譲渡制限付株式を付与し、譲渡制限解除日は原則として取締役退任時とします。
- ・業績向上の意識を高め企業価値向上に資するため、また売上成長と収益性の両立を促すため、以下のうち1種類又は2種類を組み合わせた譲渡制限付株式を付与します。
- （ア）「在任条件型」：一定期間継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち取締役会が定める地位に在任していることを譲渡制限解除の条件とするもの。
- （イ）「業績条件型」：上記在任条件に加え、取締役会が定める業績条件の達成を譲渡制限解除の条件とするもの。業績指標は、全社的な成長性と収益性のバランスを重視しているため、原則として「連結営業利益」を採用し、一事業年度の業績に基づき達成の有無を判定します。

- ・追加制度に基づき対象取締役等に対して支給する金銭債権総額は、以下の通りとします。

（ア）「在任条件型」として年額10.92百万円以内（うち社外取締役分4.68百万円以内）

- (イ)「業績条件型」として年額10.92百万円以内(うち社外取締役分4.68百万円以内)
 (ウ)合わせて年額21.84百万円以内(うち社外取締役分9.36百万円以内)

・対象取締役等は、当社の取締役会決議に基づき、追加制度に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、以下の通りとします。

- (ア)「在任条件型」として年8,400株以内(うち社外取締役分は3,600株以内。)
 (イ)「業績条件型」として年8,400株以内(うち社外取締役分は3,600株以内。)
 (ウ)合わせて年16,800株以内(うち社外取締役分は年7,200株以内。)(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該それぞれの総数を、合理的な範囲で調整する。)

- ・1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。
- ・また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役等との間で、概要、一定期間、当該株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。
- ・付与額・株式数については、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、その後取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。
- ・基本報酬(金銭:月額・賞与)対譲渡制限付株式報酬(株式)の割合は、基準額で概ね8対2~7対3とします。

b. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	71	44	22	4	2
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	48	43	3	-	7

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち2名は退任済)、うち取締役3名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。監査役3名であります。3名は社外監査役であり、上記人員には含んでおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第57回定時株主総会において一事業年度あたり165百万円(ただし、使用人分給与は含まない)と決議しており、2025年6月開催の定時株主総会時の員数は7名であります。(うち3名は無報酬)
3. 監査役の報酬限度額は、2023年11月1日開催の臨時株主総会において一事業年度あたり30百万円と決議しており、2025年6月開催の定時株主総会時の員数は3名であります。
4. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。賞与は、全社的な成長性と収益性のバランスを重視しているため、「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標としており、各指標の実績は連結損益計算書に記載のとおりです。取締役の報酬の決定プロセスは、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで、その後取締役会から一任された代表取締役社長が決定しております。
5. 非金銭報酬等の内容は、取締役が入居する社宅家賃および帰省費用であります。

c. 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

a. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の値上がり又は配当による利益確保を目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、地元沖縄県の企業を中心に、地域社会の発展につながると判断した企業の株式（非上場株式）を保有することがあります。保有株式については、発行会社毎に保有目的が適切か、業績貢献度やリスクの観点などから保有に伴う効果が得られているかどうか等を総合的に勘案して、資本コストに見合っているか等を精査し、毎年取締役会でその保有意義等の検証結果を確認しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	49	2,135
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

オリオングループの人的資本戦略

当社グループは、人的資本を「沖縄から、人を、場を、世界を、笑顔に。」というミッションの実現を支える中核的な資本と位置づけており、酒税制度改正・特措法*の廃止や市場成熟化、社会情勢、観光需要の変動等、事業環境が大きく変化する中、当社グループは、中長期的な企業価値向上に向け「沖縄と共に循環成長するビジネスモデル」の強化に努めています。このビジネスモデルの中核にあるオリオンブランドは、沖縄において「プライド・感情想起ブランド」（県民の誇りであり、深い感情を喚起するブランド）としての地位を確立しています。この独自性は、当社グループの競争力の源泉であり、「沖縄ブランドを活用して進化し続けられる組織能力」の拡充が重要と考えています。

この組織能力の拡充に向け、当社グループは事業戦略と連動した人的資本経営を推進しています。既存事業の収益力強化に加え、新たな地域価値・体験価値創出を担う組織・人材基盤の構築を進めており、起業家型イノベーション力、グローバル・異文化対応力、変革を牽引するリーダーシップ、データドリブン経営力の強化を重点テーマと定め、採用・育成・配置・評価・報酬制度を一体的に見直しています。

加えて、多様な人材が主体的に挑戦できる心理的安全性の高い組織風土・文化の醸成を組織能力の基盤として重視しており、高生産性かつ高適応力を備えた組織への進化を目指しています。具体的には、公平性と柔軟性を備えた処遇・評価制度、ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）を基礎とした人材・組織開発により、性別・年齢・国籍・働き方や家族構成などさまざまな違いを尊重し、一人ひとりが自分らしく能力を発揮できる環境の整備に努めています。さらに、定年再雇用やLGBTQ理解促進、公正な教育機会の提供などを通じて、多様な人材が安心して成長や挑戦に取り組める職場環境の整備を継続しています。また、すべての従業員が自身の価値・役割を再認識し、最大限の力を発揮できる制度・文化の醸成を推進しています。

また、「組織開発と人材育成を通じてエンゲージメントを高める」ことを重視し、従業員一人ひとりの成長意欲や多様なキャリア、働き方を尊重するとともに、組織としての一体感を醸成しています。進捗指標として、全社的な従業員エンゲージメントスコア（ES）80以上を目標に掲げ、すべての従業員が共通のミッションに共感し、安心かつ自律的に成長・挑戦できる風土づくりを推進しています。

* 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

・ 「沖縄と共に循環成長するビジネスモデル」の強化に必要な組織能力とその土台となる組織風土・文化

事業戦略	強化に必要な組織能力	土台となる組織風土・文化
オリオンブランド、商品・サービスの強化	起業家型イノベーション力	多様な人材が尊重され、互いに学び合い協働する文化
沖縄県外・海外市場での成長加速	グローバル・異文化対応力	ダイバーシティ推進（異文化・異世代・異なる価値観の受容）
新たな地域価値・体験価値の創出	変革を牽引するリーダーシップ	安心して挑戦できるオープンで公正な組織文化、主体的な意見表明

オリオングループが目指す組織・人材像

オリオングループは、沖縄に根ざした企業文化を継承しつつ、事業環境の変化に適応することで「沖縄ブランドを活用して進化し続けられる組織能力」を強化していきます。新たな価値を創造できる「次世代の変革者」を人材ポートフォリオの中核に位置付けるとともに、沖縄の豊かな歴史、文化、自然、産業への深い理解と敬意（沖縄への誇り）を備えつつ、外部視点を取り入れた変革推進力のある人材の育成・確保に注力します。

・ 目指す組織・人材像とのギャップと重点施策

当社グループは、前述の人的資本戦略に基づき、組織能力の変革を加速させています。現状の組織・人材像と目指す将来像との間には、表に示すような様々なギャップが存在しています。特に、多様な人材が主体的に挑戦できる心理的安全性の高い組織など、重点課題におけるギャップ解消に向け、戦略的な施策とKPIを設定し、着実な取り組みを推進しています。また、従業員エンゲージメントスコア（ES）80以上の達成を目標に据え、進捗管理と組織能力の向上を一層強化していきます。

目指す組織・人材像	現状認識 (目指す組織・人材像との ギャップ)	重点施策	KPI
・多様な人材が主体的に挑戦できる心理的安全性の高い組織	・多様性尊重や意見表明への積極性が十分でなく、心理的安全性や開かれた風土の浸透が道半ば	・DE & I推進施策の強化、全社コミュニケーション機会の増加、管理職向け心理的安全性研修、現場対話の活性化	・ESの全体スコア
・国内外市場で革新的な価値創造を継続する組織 ・試行錯誤を歓迎する文化を持つ組織	・安定運営、失敗回避志向 ・沖縄市場中心視点	・挑戦、起業家精神の醸成	・新規事業案件数 ・ESの“挑戦する風土”スコア
・県外・海外・異業種経験が豊富な人材を有する組織 ・海外市場展開を前提とした語学力を持つ組織	・県外・海外ビジネス経験 ・各種語学対応者が限定的	・採用方針の再構築(グローバル、越境対応力の拡充)	・外国籍比率 ・海外経験者比率
・変革を牽引するリーダーシップを発揮する組織	・管理型リーダーシップが主流	・人材開発方針の見直し、拡充(次世代リーダーシップの強化)	・次世代リーダーパイプライン ・360度評価平均スコア
・データドリブン経営を実践する組織	・データ活用文化の未熟さと属人的な判断への依存	DX加速(デジタル、生産改革の推進)	・業務自動化率 一人当たりの付加価値額 一人当たりの生産性

主な指標及び目標

実施年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
オリオングループ ESスコア	63	63	65	67	70

毎年2月に測定

従業員、給与報酬の額や内容の決定に関する方針

当社グループは、従業員一人ひとりの成長と挑戦が企業価値の向上につながるという考えのもと、職務内容や役割の大きさに応じた公正な処遇の実現に取り組んでいます。

当社は2020年に、従来の年功序列的な人事制度を全面的に見直し、役割等級に応じた職務成果および当社のコアバリューに沿った行動を評価する人事制度を導入しました。これにより、年齢や勤続年数ではなく、担う役割や発揮した成果、そして組織や仲間への貢献を適切に評価し報いる仕組みを整備しています。

給与の額および内容については、個々の社員の役割や責任、成果および行動評価を総合的に勘案して決定しています。また、経済環境や労働市場の動向、同業他社との比較などを踏まえながら定期的な見直しを行い、競争力のある報酬水準の維持に努めています。当社の人事制度は、従業員のモチベーションやエンゲージメントの向上を通じて、一人ひとりが能力を最大限発揮し、自律的に成長・挑戦できる環境づくりを目指しています。その結果として、顧客満足度、社会からの信頼、株主価値の向上につながる好循環を創出し、持続的な成長を実現することを基本方針としています。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
酒類清涼飲料事業	180 (81)
観光・ホテル事業	134 (156)
全社(共通)	38 (14)
合計	352 (251)

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、平均臨時雇用者数(派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。)を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、総務及び経理等の管理部門に所属しているものではありません。

(2) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
205 (89)	41歳 9ヵ月	12年 1ヵ月	7,041千円	2.3%

セグメントの名称	従業員数(名)
酒類清涼飲料事業	159 (75)
観光・ホテル事業	8 (0)
全社(共通)	38 (14)
合計	205 (89)

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、平均臨時雇用者数(派遣社員を除き、嘱託従業員、契約従業員、パートタイム従業員を含む。)を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、総務及び経理等の管理部門に所属しているものではありません。

(3) 労働組合の状況

当社には、1961年に結成された労働組合があり、フード連合 日本食品関連産業労働組合連合会(JFU)に加盟しております。2026年3月31日現在の組合員数は131名であります。

なお、労使関係については円滑な関係であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(注)1			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
12.0	63.6	59.1	75.9	54.2	-

(注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び男女の賃金の差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(注)1			
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
オリオンホテル(株)	0.0	66.7	69.2	82.0	82.7	-
(株)石川酒造場	20.0	0.0	57.8	90.3	61.4	-

(注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び男女の賃金の差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 連結子会社であるオリオン沖映合同会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握出来る体制を整備するため、監査法人など外部機関が開催する会計基準の変更等に関する研修に参加するとともに、必要に応じて監査法人との協議を実施しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,203	10,506
売掛金	2,789	2,489
商品及び製品	1,198	1,358
原材料及び貯蔵品	741	813
その他	237	339
貸倒引当金	3	0
流動資産合計	18,166	15,506
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 33,357	1 27,218
減価償却累計額	16,403	13,471
建物及び構築物(純額)	16,953	13,747
機械装置及び運搬具	20,357	20,646
減価償却累計額	17,859	17,939
機械装置及び運搬具(純額)	2,497	2,707
土地	1 8,536	1 7,448
建設仮勘定	165	279
その他	2,345	2,248
減価償却累計額	1,662	1,588
その他(純額)	682	660
有形固定資産合計	28,835	24,843
無形固定資産		
のれん	138	112
その他	641	587
無形固定資産合計	779	699
投資その他の資産		
投資有価証券	2 2,633	2 2,668
その他	628	2 491
貸倒引当金	168	119
投資その他の資産合計	3,093	3,039
固定資産合計	32,708	28,582
資産合計	50,875	44,089

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,121	1,102
1年内返済予定の長期借入金	1 705	1 705
未払金	2,083	2,231
未払酒税	838	883
未払法人税等	3,318	331
賞与引当金	282	415
役員賞与引当金	29	26
その他	3,559	1,178
流動負債合計	11,938	6,875
固定負債		
長期借入金	1 16,361	1 15,655
繰延税金負債	1,507	1,462
役員退職慰労引当金	18	17
退職給付に係る負債	278	322
資産除去債務	662	82
長期預り金	951	999
その他	189	190
固定負債合計	19,969	18,730
負債合計	31,907	25,605
純資産の部		
株主資本		
資本金	378	560
資本剰余金	14,109	14,291
利益剰余金	15,475	3,626
自己株式	11,000	0
株主資本合計	18,962	18,479
新株予約権	5	4
純資産合計	18,968	18,483
負債純資産合計	50,875	44,089

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高	1	28,866	1	29,713
売上原価	3	14,346	3	14,335
売上総利益		14,520		15,377
販売費及び一般管理費	2, 3	11,041	2, 3	11,063
営業利益		3,479		4,314
営業外収益				
受取利息		2		17
受取配当金		65		66
受取賃貸料		28		27
持分法による投資利益		58		52
副産物収入		39		37
補助金収入		156		-
その他		46		69
営業外収益合計		398		270
営業外費用				
支払利息		226		271
支払手数料		60		11
上場関連費用		-		66
その他		143		116
営業外費用合計		430		465
経常利益		3,447		4,118
特別利益				
固定資産売却益	4	6,888	4	845
資産除去債務戻入益		-		208
特別利益合計		6,888		1,054
特別損失				
固定資産除却損	5	46	5	30
支払負担金		-		27
特別退職金		-		17
特別損失合計		46		75
税金等調整前当期純利益		10,289		5,098
法人税、住民税及び事業税		4,016		1,362
法人税等調整額		1,027		94
法人税等合計		2,988		1,457
当期純利益		7,301		3,641
親会社株主に帰属する当期純利益		7,301		3,641

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
当期純利益	7,301	3,641
包括利益	7,301	3,641
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,301	3,641

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	378	14,109	10,520	-	25,007	5	25,013
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	2,346	-	2,346	-	2,346
自己株式の取得	-	-	-	11,000	11,000	-	11,000
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	7,301	-	7,301	-	7,301
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	0	0
当期変動額合計	-	-	4,954	11,000	6,045	0	6,045
当期末残高	378	14,109	15,475	11,000	18,962	5	18,968

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	378	14,109	15,475	11,000	18,962	5	18,968
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	182	182	-	-	364	-	364
剰余金の配当	-	-	4,489	-	4,489	-	4,489
自己株式の取得	-	-	-	0	0	-	0
自己株式の消却	-	-	11,000	11,000	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	3,641	-	3,641	-	3,641
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	1	1
当期変動額合計	182	182	11,848	11,000	483	1	484
当期末残高	560	14,291	3,626	0	18,479	4	18,483

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,289	5,098
減価償却費	1,718	1,537
のれん償却額	26	26
貸倒引当金の増減額（ は減少）	10	3
受取利息及び受取配当金	68	83
支払利息	226	271
持分法による投資損益（ は益）	58	52
資産除去債務戻入益	-	208
固定資産除却損	46	30
売上債権の増減額（ は増加）	358	300
棚卸資産の増減額（ は増加）	44	232
仕入債務の増減額（ は減少）	174	18
未払酒税の増減額（ は減少）	45	45
長期預り金の増減額（ は減少）	110	47
固定資産売却損益（ は益）	6,888	845
賞与引当金の増減額（ は減少）	19	132
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	11	3
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	0	0
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	51	43
未払金の増減額（ は減少）	63	185
その他	2,489	2,350
小計	7,470	3,916
利息及び配当金の受取額	95	96
利息の支払額	217	243
法人税等の支払額	1,227	4,423
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,121	654
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	2,000
定期預金の払戻による収入	-	1,000
有形固定資産の取得による支出	1,866	1,228
有形固定資産の売却による収入	12,167	4,264
有形固定資産の除却による支出	123	20
無形固定資産の取得による支出	281	69
関係会社出資金の取得による支出	-	68
その他	20	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,875	1,881

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	16,000	-
長期借入金の返済による支出	17,736	705
リース債務の返済による支出	85	99
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	364
新株予約権の発行による収入	0	-
新株予約権の取得による支出	0	0
自己株式の取得による支出	11,000	0
配当金の支払額	2,346	4,483
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,168	4,924
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	828	3,697
現金及び現金同等物の期首残高	12,374	13,203
現金及び現金同等物の期末残高	1 13,203	1 9,506

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社名

オリオンホテル株式会社

株式会社石川酒造場

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったオリオン沖映合同会社は2025年10月17日に清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社名 Orion Island Waves 実行委員会

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

アサヒオリオン飲料株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

持分法を適用しない非連結子会社(Orion Island Waves 実行委員会)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社の決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品 主として総平均法

製品・半製品 総平均法

原材料・貯蔵品 主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15~41年

機械装置及び運搬具 10~14年

その他(一部の絵画を除く) 5~10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10~20年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給基準に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は2019年6月19日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

<酒類清涼飲料事業>

当社グループでは、酒類清涼飲料製品の製造、販売を主な事業としております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、国内取引については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出など海外取引についてはインコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転すると認められる時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社グループが代理人として行う商品の国内販売については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

<観光・ホテル事業>

当社グループは、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社グループは、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等」に基づき収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却しております。

なお、重要性がないものについては発生年度に一時償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債相殺前) 1,062百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める企業の分類及び当連結会計年度末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングに基づいて繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、過去の実績や他の合理的と考えられる方法により行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(1)担保資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
建物及び構築物	11,400百万円	10,981百万円
土地	3,206 "	3,206 "
計	14,606百万円	14,187百万円

(2)担保付債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	705百万円	705百万円
長期借入金	16,361 "	15,655 "
計	17,066百万円	16,361百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	497百万円	532百万円
関係会社出資金	- "	68 "

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売手数料	1,338百万円	1,632百万円
広告宣伝費	1,016 "	1,053 "
運賃諸掛	1,240 "	1,237 "
給料及び手当	1,774 "	1,652 "
減価償却費	985 "	966 "

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	81百万円	79百万円

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
土地及び建物等	6,888百万円	823百万円
機械装置及び運搬具	- "	0 "
有形固定資産・その他	- "	22 "
計	6,888百万円	845百万円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	11百万円	4百万円
機械装置及び運搬具	3 "	3 "
有形固定資産 その他	3 "	2 "
撤去費用	28 "	20 "
計	46百万円	30百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	272,818	54,290,782	-	54,563,600

(変動事由の概要)

株式分割による増加 54,290,782株

(注) 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	-	13,750,200	-	13,750,200

(変動事由の概要)

取締役会決議による自己株式の取得による増加 13,750,200株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	5	
合計			-	-	-	5	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,346	8,600.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 当社は、2024年9月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,673	90.00	2025年3月31日	2025年6月30日

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	54,563,600	1,439,800	13,750,200	42,253,200

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 1,439,800株
自己株式の消却による減少 13,750,200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,750,200	39	13,750,200	39

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 39株
自己株式の消却による減少 13,750,200株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4
合計			-	-	-	-	4

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,673	90.00	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	816	20.00	2025年9月30日	2025年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,014	24.00	2026年3月31日	2026年6月23日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
現金及び預金	13,203百万円	10,506百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	- "	1,000 "
現金及び現金同等物	13,203百万円	9,506百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

a. リース資産の内容

有形固定資産 主として、車両(車輛運搬具)、営業系サーバであります。

b. リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、酒類の製造販売を行うための設備投資については、自己資金によって賄っており、ホテル運営を行うための設備投資については、設備投資計画に基づき必要な資金(金融機関等借入)を調達しております。

また、資金の運用については、短期運用は銀行預金等、長期運用は投資有価証券等にて運用しております。

なお、投資の判断は安全性(元金や利子の回収に対する確実性)、流動性(換金の制約や換金の容易性)、収益性(利息、配当金等の収益)を考慮して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクはありますが、主たる債権については、リスクを回避するため、営業保証金や不動産担保・銀行保証を徴収しております。投資有価証券は、主に株式であり、発行体(取引先企業)の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

有利子負債は、企業買収及び設備投資に必要な資金の調達であり、変動金利を含むため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、営業部門と財務部・経理部で、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、債権管理担当により、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、売掛債権に対し、営業保証金等の担保を預かり、リスクの低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク)の管理

当社グループは、予算制度に基づき各部署からの支払申請を財務部が適時に判断し、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を高めることで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち26.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払酒税」「未払法人税等」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	17,066	17,042	24
負債計	17,066	17,042	24

(*1) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	2,633

(*2) 長期預り金は、主に取引保証金であり、市場価格がなく、かつ返済期限を見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の表示を行っておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
長期預り金	951

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	16,361	16,317	43
負債計	16,361	16,317	43

(*1) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	2,668

(*2) 長期預り金は、主に取引保証金であり、市場価格がなく、かつ返済期限を見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の表示を行っておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
長期預り金	999

（注1）金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,203	-	-	-
売掛金	2,789	-	-	-
合計	15,993	-	-	-

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,506	-	-	-
売掛金	2,489	-	-	-
合計	12,995	-	-	-

（注2）長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	705	705	705	705	705	13,539
合計	705	705	705	705	705	13,539

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	705	705	705	705	705	12,834
合計	705	705	705	705	705	12,834

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察出来ない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	17,042	-	17,042

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	16,317	-	16,317

(注) 1. 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金も含まれております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)

長期借入金(固定金利)の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型企业年金制度、中小企業退職金制度及び退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	226百万円	278百万円
退職給付費用	112 "	116 "
退職給付の支払額	10 "	20 "
制度への拠出額	49 "	53 "
退職給付に係る負債の期末残高	278百万円	322百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,065百万円	1,148百万円
年金資産	787 "	826 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278百万円	322百万円
退職給付に係る負債	278百万円	322百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278百万円	322百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度112百万円、当連結会計年度116百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

なお、2024年9月13日に1株を200株とする株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	オリオンビール(株) 第1回新株予約権(有償)	オリオンビール(株) 第1回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第2回新株予約権(無償)
決議年月日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 執行役員及び従業員 8名	取締役 4名 執行役員及び従業員 41名	執行役員及び従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 588,800株	普通株式 1,244,000株	普通株式 185,600株
付与日	2022年12月1日	2022年12月1日	2022年12月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありま せん。	対象勤務期間の定めはありま せん。	対象勤務期間の定めはありま せん。
権利行使期間	自 2022年12月1日 至 2029年11月7日	自 2022年12月1日 至 2029年10月18日	自 2022年12月1日 至 2030年9月30日

	オリオンビール(株) 第3回新株予約権(有償)	オリオンビール(株) 第3回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第4回新株予約権(有償)
決議年月日	2022年10月19日	2022年10月19日	2022年10月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 執行役員 3名	執行役員及び従業員 11名	取締役 1名 執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 228,000株	普通株式 656,000株	普通株式 364,000株
付与日	2022年12月1日	2022年12月1日	2022年12月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありま せん。	対象勤務期間の定めはありま せん。	対象勤務期間の定めはありま せん。
権利行使期間	自 2022年12月1日 至 2031年9月3日	自 2023年9月4日 至 2031年9月3日	自 2022年12月1日 至 2032年9月16日

	オリオンビール(株) 第4回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第5回新株予約権(有償)	オリオンビール(株) 第5回新株予約権(無償)
決議年月日	2022年10月19日	2023年11月17日	2023年11月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 執行役員及び従業員 17名	取締役 2名 執行役員及び従業員 10名	取締役 2名 執行役員及び従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 512,000株	普通株式 320,400株	普通株式 295,600株
付与日	2022年12月1日	2023年12月11日	2023年12月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年9月17日 至 2032年9月16日	自 2023年12月11日 至 2033年11月17日	自 2025年11月18日 至 2033年11月17日

	オリオンビール(株) 第6回新株予約権(有償)	オリオンビール(株) 第6回新株予約権(無償)
決議年月日	2024年6月17日	2024年6月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 執行役員及び従業員 7名	取締役 1名 執行役員及び従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 59,800株	普通株式 130,600株
付与日	2024年7月22日	2024年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年7月22日 至 2034年6月17日	自 2026年6月18日 至 2034年6月17日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

a. スtock・オプションの数

	オリオンビール(株) 第1回新株予約権(有償)	オリオンビール(株) 第1回新株予約権(無償)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	517,600	1,053,600
権利確定	-	-
権利行使	104,800	545,800
失効	-	24,000
未行使残	412,800	483,800

	オリオンビール(株) 第2回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第3回新株予約権(有償)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	165,600	179,200
権利確定	-	-
権利行使	116,000	-
失効	20,000	-
未行使残	29,600	179,200

	オリオンビール(株) 第3回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第4回新株予約権(有償)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	584,800	364,000
権利確定	-	-
権利行使	318,000	127,200
失効	60,000	-
未行使残	206,800	236,800

	オリオンビール(株) 第4回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第5回新株予約権(有償)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	476,800	268,400
権利確定	-	-
権利行使	218,400	-
失効	41,600	400
未行使残	216,800	268,000

	オリオンビール(株) 第5回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第6回新株予約権(有償)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	259,600	-
付与	-	-
失効	11,600	-
権利確定	248,000	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	59,800
権利確定	248,000	-
権利行使	5,000	4,600
失効	-	2,800
未行使残	243,000	52,400

	オリオンビール(株) 第6回新株予約権(無償)
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	130,600
付与	-
失効	11,200
権利確定	-
未確定残	119,400
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

b. 単価情報

	オリオンビール(株) 第1回新株予約権(有償)	オリオンビール(株) 第1回新株予約権(無償)
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	1,347.80	1,388.00
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	オリオンビール(株) 第2回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第3回新株予約権(有償)
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	1,367.00	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	オリオンビール(株) 第3回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第4回新株予約権(有償)
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	1,363.60	1,347.50
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	オリオンビール(株) 第4回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第5回新株予約権(有償)
権利行使価格(円)	250	600
行使時平均株価(円)	1,461.69	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	オリオンビール(株) 第5回新株予約権(無償)	オリオンビール(株) 第6回新株予約権(有償)
権利行使価格(円)	600	750
行使時平均株価(円)	1,310.00	1,446.67
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	オリオンビール(株) 第6回新株予約権(無償)
権利行使価格(円)	750
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。
4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。
5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	2,257百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	1,614百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	- 百万円	16百万円
未払事業税	205 "	22 "
貸倒引当金	51 "	36 "
投資有価証券評価損	85 "	85 "
賞与引当金	84 "	128 "
退職給付に係る負債	85 "	99 "
資産除去債務	199 "	25 "
連結時価評価差額等	354 "	123 "
その他	187 "	192 "
繰延税金資産小計	1,253百万円	729百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (注)	191 "	193 "
評価性引当額小計	191百万円	193百万円
繰延税金資産合計	1,062百万円	535百万円
繰延税金負債		
資産除去債務	113百万円	0百万円
固定資産圧縮積立金	467 "	450 "
連結時価評価差額等	1,721 "	1,418 "
繰延税金負債合計	2,301百万円	1,869百万円
繰延税金資産純額	1,238百万円	1,333百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	16	16 百万円
評価性引当額(b)	-	-	-	-	-	14	14 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1	1 百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金16百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産1百万円を計上しております。当該繰延税金資産1百万円は、連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高16百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであり、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社における建物の解体時のアスベスト除去費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の算定にあたり、建物につきましては、見込期間を取得から16～40年と見積り、割引率は1.911～2.285%を使用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	653百万円	662百万円
時の経過による調整額	9 "	0 "
資産除去債務の履行による減少額	0 "	- "
有形固定資産売却による減少額	- "	580 "
期末残高	662百万円	82百万円

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、賃貸収益を得ることを目的として沖縄県内において賃貸ホテル施設や賃貸商業施設等(土地を含む)を所有しております。

2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は265百万円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であり、売却益は3,838百万円(特別利益に計上)であります。

2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は223百万円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

		前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
連結貸借対 照表計上額	期首残高	9,106	4,414
	期中増減額	4,691	20
	期末残高	4,414	4,394
期末時価		6,189	6,189

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、設備投資(26百万円)であり、主な減少は、不動産の売却(4,359百万円)、減価償却費(228百万円)であります。

当連結会計年度の主な増加は、設備投資(54百万円)であり、主な減少は、減価償却費(75百万円)であります。

3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント		合計
	酒類清涼飲料事業	観光・ホテル事業	
(1) 酒類清涼飲料	22,728	-	22,728
(2) ホテル	-	5,235	5,235
顧客との契約から生じる収益	22,728	5,235	27,963
その他の収益(注)	-	902	902
外部顧客への売上高	22,728	6,138	28,866

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント		合計
	酒類清涼飲料事業	観光・ホテル事業	
(1) 酒類清涼飲料	23,921	-	23,921
(2) ホテル	-	5,140	5,140
顧客との契約から生じる収益	23,921	5,140	29,062
その他の収益(注)	-	650	650
外部顧客への売上高	23,921	5,791	29,713

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

< 酒類清涼飲料事業 >

当社グループでは、酒類清涼飲料製品の製造、販売を主な事業としております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、国内取引については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出など海外取引についてはインコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転すると認められる時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社グループが代理人として行う商品の販売については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

< 観光・ホテル事業 >

当社グループは、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社グループは、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等」に基づき収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,431	2,789
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,789	2,489
契約負債（期首残高）	-	-
契約負債（期末残高）	-	-

過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループは、事業セグメントを商品・サービスの性質、グループの組織体制に基づき分類しております。

報告セグメントは、経営者が当社グループの各事業セグメント管理に使用している内部管理報告に基づいております。従って、当社グループは主要事業を基礎とした事業別セグメントから構成されており、「酒類清涼飲料事業」及び「観光・ホテル事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社グループの酒類清涼飲料事業は、酒類清涼飲料を販売し、観光・ホテル事業は、所有する観光用不動産を活用して一部ホテルを所有又は運営し、ホテルの客室の提供及び飲食物の販売を行い、また、所有する観光用不動産を外部に賃貸しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	酒類清涼飲料 事業	観光・ホテル 事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	22,728	6,138	28,866	-	28,866
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	22,728	6,138	28,866	-	28,866
セグメント利益	3,201	288	3,489	10	3,479
セグメント資産	23,560	27,169	50,730	145	50,875
セグメント負債	9,060	6,804	15,865	16,042	31,907
その他の項目					
減価償却費	684	1,020	1,705	10	1,716
のれんの償却額	-	26	26	-	26
持分法適用会社への投資額	497	-	497	-	497
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,078	343	1,422	-	1,422

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 10百万円には、減価償却費の調整額 10百万円が含まれております。

セグメント資産の調整額145百万円には、セグメント間取引消去 1百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産147百万円が含まれております。全社資産は報告セグメントに帰属しない連結上の商標権であります。

セグメント負債の調整額16,042百万円は、セグメント間取引消去 1百万円及び各報告セグメントに配分していない全社負債16,043百万円が含まれております。全社負債は本社の長期借入金16,000百万円及び報告セグメントに帰属しない連結上の商標権に係る税効果43百万円であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	酒類清涼飲料 事業	観光・ホテル 事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	23,921	5,791	29,713	-	29,713
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	23,921	5,791	29,713	-	29,713
セグメント利益	3,634	690	4,325	10	4,314
セグメント資産	24,469	19,483	43,952	136	44,089
セグメント負債	6,366	3,769	10,135	15,470	25,605
その他の項目					
減価償却費	774	750	1,525	10	1,535
のれんの償却額	-	26	26	-	26
持分法適用会社への投資額	532	-	532	-	532
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	959	347	1,306	-	1,306

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 10百万円には、減価償却費の調整額 10百万円が含まれております。

セグメント資産の調整額136百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産136百万円が含まれております。全社資産は報告セグメントに帰属しない連結上の商標権であります。

セグメント負債の調整額15,470百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債15,470百万円が含まれております。全社負債は本社の長期借入金15,428百万円及び報告セグメントに帰属しない連結上の商標権に係る税効果42百万円であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	酒類清涼飲料事業	観光・ホテル事業			
当期末残高	-	138	138	-	138

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	酒類清涼飲料事業	観光・ホテル事業			
当期末残高	-	112	112	-	112

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

(1) 親会社及び法人主要株主等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(金額:百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (会社等)	野村キャピタル・ パートナーズ第一 号投資事業有限責任組合	東京都 千代田区	-	投資事業	(被所有) 直接39.61%	当社の主要 株主 役員の兼任	自己株式の 取得 (注1)	4,398	-	-
							担保の受入 (注2)	-	-	
主要株主 (会社等)	CJP MC Holdings, L.P.	英国領ケ イマン諸 島	-	普通株式等 の保有	(被所有) 直接38.06%	当社の主要 株主	自己株式の 取得 (注1)	4,225	-	-
							担保の受入 (注2)	-	-	
主要株主 (会社等)	アサヒビール㈱	東京都 墨田区	20,000	酒類製品の 製造・販売	(被所有) 直接10.11%	資本業務提 携 役員の兼任	自己株式の 取得 (注1)	1,122	-	-
主要株主 (会社等)	近鉄グループホ ールディングス㈱	大阪市 天王寺区	126,476	グループ会 社の管理	(被所有) 直接10.09%	資本業務提 携	自己株式の 取得 (注1)	1,120	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得については、2025年3月18日開催の取締役会決議及び同月27日開催の株主総会(みなし)決議に基づき、当社普通株式13,750,200株を1株当たり800円で取得しております。

2. 当社の金融機関からの借入に対して、保有する当社の全株式の担保提供を受けております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(金額:百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	村野 一	-	-	当社及びオ リオンホテ ル㈱代表取 締役社長	(被所有) 直接0.20%	-	自己株式の 取得	22	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得については、2025年3月18日開催の取締役会決議及び同月27日開催の株主総会(みなし)決議に基づき、当社普通株式13,750,200株を1株当たり800円で取得しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（金額：百万円）

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	村野 一	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接0.57%	-	ストック・オプションの行使 (注)	39	-	-
役員	ドウガン パトリック ジョン	-	-	当社専務執行役員	(被所有) 直接0.90%	-	ストック・オプションの行使 (注)	60	-	-

(注) 取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額はストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込額を乗じた金額を記載しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1 株当たり純資産額	464.61円	437.34円
1 株当たり当期純利益	133.90円	88.59円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	-	83.39円

- (注) 1 . 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 2 . 2024年9月13日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額および 1 株当たり当期純利益を算定しております。
- 3 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,301	3,641
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,301	3,641
普通株式の期中平均株式数(株)	54,525,928	41,103,046
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(百万円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	-	-
普通株式増加数(株)	-	2,562,425
(うち新株予約権(株))	-	(2,562,425)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権11種類 (新株予約権の数20,300個) (新株予約権の目的となる株式数 4,060,000株) これらの詳細については、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	-

4.1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2025年3月31日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	18,968	18,483
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	5	4
(うち新株予約権(百万円))	(5)	(4)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	18,962	18,479
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	40,813,400	42,253,161

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。なお、当該取得をもって、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への利益還元の充実及び資本効率の向上を目的に、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

取得する株式の種類 当社普通株式

取得する株式の総数 425,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合1.00%)

株式の取得価額の総額 550,000,000円(上限)

取得する期間 2026年5月15日～2026年6月15日まで

取得方法 東京証券取引所における市場買付(注)

(注) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付及び取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

(3) 自己株式の取得結果

取得した株式の種類 当社普通株式

取得した株式の総数 425,000株

(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合1.00%)

株式の取得価額の総額 490,965,100円

取得期間 2026年5月15日～2026年6月5日(約定ベース)

取得方法 東京証券取引所における市場買付(注)

(注) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付及び取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	705	705	1.740	-
1年以内に返済予定のリース債務	105	114	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	16,361	15,655	2.015	2027年4月～ 2033年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	184	184	-	2027年4月～ 2036年2月
その他有利子負債 長期預り金	931	978	0.375	-
合計	18,287	17,638	-	-

- (注) 1. 「平均利率」は、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 なお、リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しておりますので、記載しておりません。
2. その他有利子負債「長期預り金」は、代理店基本契約に伴う契約保証金で、代理店契約の解除等特別な事情がある場合のみ払い出すものであり、個別の返済予定がないため、「返済期限」について記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位：百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	705	705	705	705
リース債務	114	66	54	27

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	15,784	29,713
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	3,614	5,098
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	2,544	3,641
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	62.35	88.59

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,744	10,043
売掛金	2,697	2,438
商品	275	310
製品	387	556
半製品	314	283
原材料	328	446
未着品	108	120
貯蔵品	304	250
その他	1 191	1 269
流動資産合計	14,352	14,718
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 13,760	2 10,603
構築物	1,059	991
機械及び装置	2,320	2,541
車両運搬具	8	6
工具、器具及び備品	423	386
土地	2 6,036	2 4,948
リース資産	255	271
建設仮勘定	77	279
有形固定資産合計	23,942	20,027

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
無形固定資産		
のれん	138	112
借地権	13	13
商標権	15	13
ソフトウェア	10	413
ソフトウェア仮勘定	439	4
リース資産	8	-
その他	2	2
無形固定資産合計	627	559
投資その他の資産		
投資有価証券	2,135	2,135
関係会社株式	476	476
関係会社出資金	3,900	68
長期貸付金	4	3
会員権	66	66
その他	272	208
貸倒引当金	168	119
投資その他の資産合計	6,687	2,838
固定資産合計	31,257	23,425
資産合計	45,609	38,144

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,097	1,090
関係会社短期借入金	1 6,500	-
1年内返済予定の長期借入金	2 705	2 705
リース債務	105	114
未払金	1 2,205	1 2,338
未払費用	1 243	1 310
未払酒税	831	879
未払法人税等	1,443	323
未払消費税等	28	361
賞与引当金	213	311
役員賞与引当金	25	26
前受金	117	54
預り金	2,209	91
その他	222	253
流動負債合計	15,947	6,861
固定負債		
長期借入金	2 16,361	2 15,655
リース債務	184	184
退職給付引当金	278	322
役員退職慰労引当金	15	15
長期預り金	951	999
資産除去債務	662	82
繰延税金負債	157	136
固定負債合計	18,611	17,395
負債合計	34,559	24,256

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	378	560
資本剰余金		
資本準備金	18	200
資本剰余金合計	18	200
利益剰余金		
利益準備金	90	90
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,063	1,010
繰越利益剰余金	20,495	12,020
利益剰余金合計	21,648	13,121
自己株式	11,000	0
株主資本合計	11,044	13,883
新株予約権	5	4
純資産合計	11,050	13,887
負債純資産合計	45,609	38,144

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	1 27,863	1 29,240
売上原価	13,845	1 14,109
売上総利益	14,018	15,130
販売費及び一般管理費	1、 2 10,746	1、 2 10,805
営業利益	3,271	4,325
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 1,163	1 3,328
貸倒引当金戻入額	11	1
雑収入	1 248	1 114
営業外収益合計	1,423	3,444
営業外費用		
支払利息	1 227	1 289
上場関連費用	-	66
雑損失	1 211	1 115
営業外費用合計	439	470
経常利益	4,256	7,298
特別利益		
固定資産売却益	3,050	845
資産除去債務戻入益	-	208
特別利益合計	3,050	1,054
特別損失		
固定資産除却損	43	30
支払負担金	-	27
特別損失合計	43	58
税引前当期純利益	7,263	8,295
法人税、住民税及び事業税	2,094	1,353
法人税等調整額	490	20
法人税等合計	1,604	1,332
当期純利益	5,658	6,963

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
製品売上原価	1				
1 製品期首棚卸高		509		387	
2 製品製造原価					
原材料費		3,617		3,737	
労務費		512		540	
経費		1,725		1,734	
当期総製造費用		5,855		6,012	
期首半製品棚卸高		291		314	
合計		6,147		6,327	
期末半製品棚卸高		314		283	
当期製品製造原価		5,832		6,044	
3 酒税		5,439		5,535	
合計		11,781		11,966	
他勘定振替		84		632	
製品期末棚卸高		387		556	
製品売上原価		11,309	81.7	10,777	76.4
商品売上原価					
商品期首棚卸高		150		275	
当期商品仕入高		1,766		2,493	
合計		1,917		2,769	
商品期末棚卸高		275		310	
商品売上原価	1,641	11.9	2,458	17.4	
ホテル売上原価					
ホテル売上原価	500	3.6	476	3.4	
賃貸不動産売上原価					
賃貸不動産売上原価	393	2.8	397	2.8	
売上原価合計	13,845	100.0	14,109	100.0	

(注)

前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1 経費の主なものは次のとおりであります。 減価償却費 564百万円 電力費 257百万円	1 経費の主なものは次のとおりであります。 減価償却費 566百万円 電力費 243百万円

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、工程別総合原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	378	18	18
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	378	18	18

	株主資本							
	利益剰余金							
	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	設備改善積立金	従業員厚生資金	原材料調節資金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90	1,102	5,000	300	200	36,722	25,078	18,336
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	2,346	2,346
当期純利益	-	-	-	-	-	-	5,658	5,658
固定資産圧縮積立金の取崩	-	39	-	-	-	-	39	-
積立金の取崩	-	-	5,000	300	200	36,722	42,222	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	39	5,000	300	200	36,722	45,574	3,312
当期末残高	90	1,063	-	-	-	-	20,495	21,648

(単位：百万円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	-	18,732	5	18,738
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	-	-	-	-
剰余金の配当	-	2,346	-	2,346
当期純利益	-	5,658	-	5,658
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-	-
自己株式の取得	11,000	11,000	-	11,000
自己株式の消却	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	0	0
当期変動額合計	11,000	7,687	0	7,687
当期末残高	11,000	11,044	5	11,050

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	378	18	18
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	182	182	182
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-
当期変動額合計	182	182	182
当期末残高	560	200	200

	株主資本							
	利益剰余金							
	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	設備改善積立金	従業員厚生資金	原材料調節資金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90	1,063	-	-	-	-	20,495	21,648
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	4,489	4,489
当期純利益	-	-	-	-	-	-	6,963	6,963
固定資産圧縮積立金の取崩	-	52	-	-	-	-	52	-
積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	11,000	11,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	52	-	-	-	-	8,474	8,526
当期末残高	90	1,010	-	-	-	-	12,020	13,121

(単位：百万円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	11,000	11,044	5	11,050
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	-	364	-	364
剰余金の配当	-	4,489	-	4,489
当期純利益	-	6,963	-	6,963
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-	-
自己株式の取得	0	0	-	0
自己株式の消却	11,000	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	1	1
当期変動額合計	11,000	2,838	1	2,837
当期末残高	0	13,883	4	13,887

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商 品 総平均法

製 品・半製品 総平均法

原材料・貯蔵品 総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき簡便法により計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給基準に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は2019年6月19日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

< 酒類清涼飲料事業 >

当社は、酒類清涼飲料製品の製造、販売を主な事業としております。また、その他酒類清涼飲料商品について仕入、販売を行っております。これらの製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、国内取引については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出など海外取引についてはインコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転すると認められる時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、当社が代理人として行う商品の国内販売については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

< 観光・ホテル事業 >

当社は、ホテルの運営を行っております。ホテルの収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、当社は、複数の観光用不動産を保有し賃貸、管理等を行っております。不動産の賃貸による収入は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等」に基づき収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 781百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジュールリングに基づいて繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、過去の実績や他の合理的と考えられる方法により行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において財務諸表に影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	0百万円	0百万円
短期金銭債務	244 "	211 "

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	9,535百万円	8,730百万円
土地	1,824 "	1,824 "
計	11,359百万円	10,554百万円

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	705百万円	705百万円
長期借入金	16,361 "	15,655 "
計	17,066百万円	16,361百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	- 百万円	0百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	1,913 "	1,343 "
営業取引以外の取引による取引高	1,119 "	3,288 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売手数料	3,201百万円	2,956百万円
広告宣伝費	1,013 "	1,051 "
運搬費	1,237 "	1,234 "
給料	831 "	921 "
減価償却費	796 "	777 "
おおよその割合		
販売費	58.9%	55.9%
一般管理費	41.1%	44.1%

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。なお、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式	468	468
関連会社株式	7	7
関係会社出資金	3,900	68
計	4,376	544

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	61百万円	20百万円
未払費用	29 "	70 "
貸倒引当金	51 "	36 "
投資有価証券評価損	85 "	85 "
賞与引当金	63 "	95 "
退職給付引当金	85 "	99 "
資産除去債務	199 "	25 "
合併受入資産評価差額	296 "	67 "
その他	342 "	315 "
繰延税金資産小計	1,216百万円	816百万円
評価性引当額	434 "	422 "
繰延税金資産合計	781百万円	394百万円
繰延税金負債		
資産除去債務	113百万円	0百万円
固定資産圧縮積立金	467 "	450 "
合併受入資産評価差額	358 "	79 "
繰延税金負債合計	938百万円	530百万円
繰延税金負債純額	157百万円	136百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	29.92%	29.92%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.27%	0.16%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.55%	11.78%
税額控除等	0.12%	0.25%
評価性引当額の増減	4.77%	0.15%
連結子会社清算による繰越欠損金の引継ぎ	- %	1.66%
子会社土地譲渡差益	1.46%	- %
税率変更	0.18%	- %
その他	0.30%	0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.09%	16.06%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。なお、当該取得をもって、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への利益還元の実現及び資本効率の向上を目的に、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	425,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合1.00%)
株式の取得価額の総額	550,000,000円(上限)
取得する期間	2026年5月15日～2026年6月15日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付(注)

(注) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付及び取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

(3) 自己株式の取得結果

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	425,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合1.00%)
株式の取得価額の総額	490,965,100円
取得期間	2026年5月15日～2026年6月5日(約定ベース)
取得方法	東京証券取引所における市場買付(注)

(注) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付及び取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却累 計額
有形固定 資産	建物	27,425	106	6,341	732	21,190	10,586
	構築物	3,145	10	8	77	3,146	2,155
	機械及び装置	19,623	566	273	342	19,916	17,374
	車両運搬具	101	0	10	3	91	85
	工具、器具及び備品	1,873	129	328	83	1,674	1,288
	土地	6,036	92	1,180	-	4,948	-
	リース資産	465	102	-	92	568	296
	建設仮勘定	77	276	74	-	279	-
	計	58,748	1,285	8,218	1,332	51,814	31,787
無形固定 資産	のれん	360	-	-	26	360	247
	借地権	13	-	-	-	13	-
	商標権	31	0	0	2	31	18
	ソフトウェア	526	496	55	93	967	554
	ソフトウェア仮勘定	439	4	439	-	4	-
	リース資産	25	-	25	3	-	-
	その他	2	-	-	-	2	-
	計	1,397	501	519	125	1,380	820

(注) 1. 当期増減額のうち、主なものは以下の通りである。

(1) 工場設備更新に係る機械装置増加額 563百万円

缶パレタイザー（缶設備）102百万円、仕込粕脱水機 101百万円、
炭酸ガス貯槽 90百万円ほか

(2) 新基幹システム構築

ソフトウェア増加額 394百万円、ソフトウェア仮勘定の減少額 394百万円

(3) オリオンホテル那覇売却による減少額 7,816百万円

建物 6,326百万円、機械及び装置 17百万円、工具、器具及び備品 260百万円、
土地 1,180百万円、リース資産（ソフトウェア）21百万円ほか

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	168	-	48	119
賞与引当金	213	311	213	311
役員賞与引当金	25	26	25	26
役員退職慰労引当金	15	-	-	15

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 「株式の売買の委託」に係る手数料相当として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.orionbeer.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年3月31日を基準日とする株主名簿に記録され、かつ保有期間要件を満たす株主 (2) 保有期間要件 2026年3月31日： 基準日の株主名簿に記録 2027年3月31日以降： 継続して1年以上保有（毎年3月31日及び9月30日を基準日とする株主名簿に、優待基準日から遡って同一の株主番号で連続して3回以上記録） (3) 優待内容 1,000株以上2,000株未満所有株主 当社酒類製品12缶詰め合わせ又はオリオンTシャツ（スタンダード） 2,000株以上所有の株主 当社酒類製品12缶詰め合わせ又はオリオンTシャツ（プレミアム） 20歳未満の株主は酒類製品をお選びいただくことはできません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）

2025年8月21日 沖縄総合事務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書

2025年9月8日及び2025年9月16日 沖縄総合事務局長に提出。

(3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

2025年9月25日 沖縄総合事務局長に提出。

(4) 半期報告書及び確認書

第69期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月12日 沖縄総合事務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6月18日

オリオンビール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

沖縄事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前野 信哉

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリオンビール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリオンビール株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

酒類清涼飲料事業の売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおり、酒類清涼飲料事業の外部顧客への売上高は23,921百万円であり、連結売上高29,713百万円の80.5%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、酒類清涼飲料製品及びその他酒類清涼飲料商品の販売については、国内取引については出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識している。また、輸出など海外取引についてはインコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転すると認められる時点で収益を認識している。</p> <p>一般的に経営者は業績目標達成のプレッシャーを感じる可能性があること及び売上計上については販売管理システムから会計システムへ連携されているものの、会計システムへ直接仕訳入力を行うことにより会計データに変更を加える余地があり、架空売上が計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、金額的重要性が高い酒類清涼飲料事業の売上高の実在性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、酒類清涼飲料事業の売上高の実在性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 酒類清涼飲料事業に係る売上高の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)売上高に関する実在性の検討 売上高に架空計上されたものが含まれていないことを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額的重要性を含む一定の条件で抽出した取引について、国内取引については納品書、出荷伝票等を入手し売上計上金額の妥当性及び出荷事実を確かめる手続を実施し、また、海外取引については貿易条件に基づき履行義務を充足したことを示す根拠資料と照合した。 ・売上にかかる会計システムへの直接仕訳入力を抽出して当該手仕訳処理内容を理解し、異常な処理の有無を検討した。 ・売掛金残高について、サンプルを抽出し、期末日を基準とした取引先に対する残高確認手続を実施した。 ・販売管理システムより決算日後の返品取引を抽出し、多額の返品取引の有無を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月18日

オリオンビール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
沖縄事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前野 信哉

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリオンビール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリオンビール株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

酒類清涼飲料事業の売上高の実在性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（酒類清涼飲料事業の売上高の実在性）と同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。